

活動報告書兼領収書等添付票


項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	平成31年3月18日						
② 内容	発行部数 18,000部 配付方法 郵送、事務所での配付、ポスティング 内容 県議会活動報告を印刷し、吉野川市において上記の配布方法により地域住民に配布し、広報広聴活動を行う。 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
	印刷費	1,465,020	10/10	1,465,020	県議会活動報告印刷・封入・フィルム	✓	
	郵送費	962,005	10/10	962,005	郵送 17,491部 × 単価 55円		✓
	合計	2,427,025		2,427,025			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	經理責任者審査 
<input type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

H31年 3月 18日

No. 174964

領 収 証

櫻本 考

様



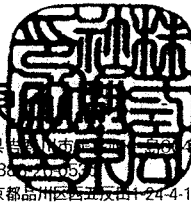
金 額	4	2	4	2	7	0	2	5
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

但し



上記金額正に領収致しました。

株式会社 坂東



係 印

[本社] 〒776-0001 徳島県美波町 3-3-43
 tel 0883-24-2234 fax 0883-24-2235
 [東京営業所] 〒141-0031 東京都品川区西品川 1-24-4-1014
 tel 03-5848-7701 fax 03-5848-7702

内 訳

- 現金
- 小切手
- 振込
- 手形

金額を訂正したものと及び
係印無きものは無効です。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



配達地域指定ゆうメール

吉野川市に お住まいのみなさまへ

県議会活動報告在中

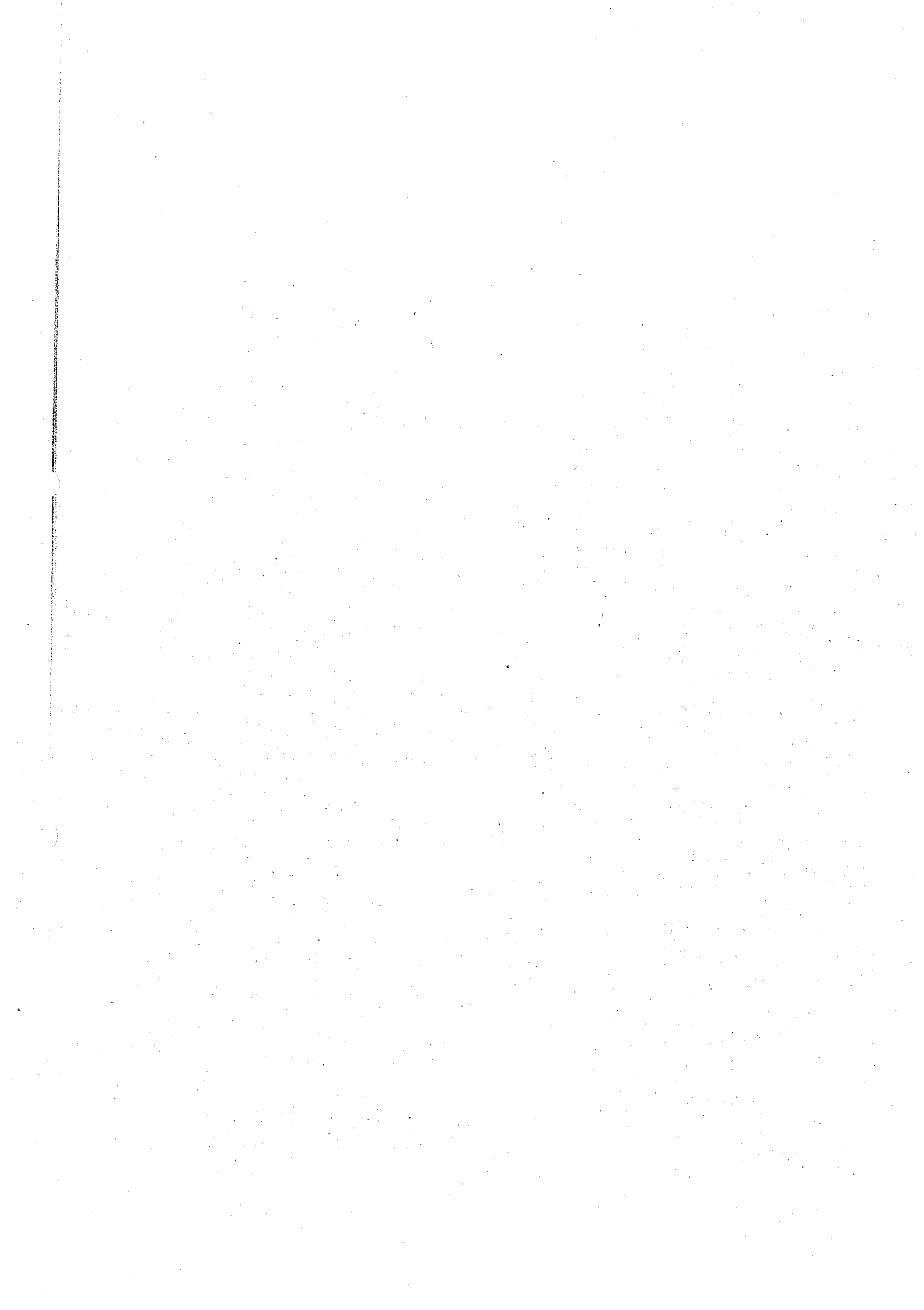
県議会活動報告

徳島県議会議員

かし
櫛

もと
本

たかし
孝





ごあいさつ

徳島県議会議員

櫛 本 孝

日頃の議会活動に対し、格別のご指導を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成30年度は、県議会議員の最大会派である徳島県議会自由民主党の幹事長を務めさせていただいております。会派の同僚議員とともに、県に対し各種施策に対する意見・要望を行ったり、本県が抱える様々な課題に対し、知事とともに国に対する政策提言を行うなど、真の地方創生、希望にあふれ、誇りある徳島県の実現を目指し、全力で取り組んでおります。

また、総務委員会と環境対策特別委員会に所属し、本県の重要課題について積極的に質問を行って参りました。

昨年12月の代表質問では、5期目を目指す飯泉知事の政治姿勢をはじめ、景気対策を重視した来年度予算の編成、平成31年度をめどに国が結論を出すとしている消費者庁等の徳島への全面移転、医師の偏在や高齢化問題、後継者問題など地域医療体制の確保などについて質問をしました。

また、人口減少、労働力不足を見据えた外国人材の受入体制の整備、自然エネルギーの導入促進、文化行政のあり方、吉野川の川づくりについても質問をしましたので、ご報告させていただきます。

今回の報告は、平成30年度の代表質問と、前回報告できなかった平成29年度の委員会質疑を取りまとめました。紙面に限りがありますので、すべてを掲載することができませんが、別の機会に報告させていただきます。

なお、県政全般についてご意見やご感想をいただければ幸いです。

平成31年3月

平成29年度 質問一覧

環境対策特別委員会

◆平成29年11月定例会

〔環境対策特別委員会(付託)〕 平成29年12月12日
〔委員会の概要〕

総務委員会

◆平成29年11月定例会

〔総務委員会(事前)〕 平成29年11月21日

〔委員会の概要〕 公安委員会関係

◆平成29年11月定例会

〔総務委員会(事前)〕 平成29年11月21日

〔委員会の概要〕 県民環境部関係

◆平成29年11月定例会

〔総務委員会(付託)〕 平成29年12月5日

〔委員会の概要〕 公安委員会関係

◆平成29年11月定例会

〔総務委員会(付託)〕 平成29年12月5日

〔委員会の概要〕 県民環境部関係

◆平成29年11月定例会

〔総務委員会(付託)〕 平成29年12月6日

〔委員会の概要〕 経営戦略部・監察局関係

平成30年度 質問一覧

代表質問

◆平成30年11月定例会

代表質問(榎本 孝) 平成30年12月5日

知事の政治姿勢について

景気対策を重視した「来年度予算編成」について

消費者行政について

地域医療体制の確保について

外国人材の活用について

地方大学・地域産業創生事業について

地域経済活性化に資する自然エネルギーの導入推進について

進について

これからの時代に相応しい文化財行政について

吉野川の川づくりについて



〔委員会の概要〕

河川の環境改善について

◎問 それでは、私から生活環境の保全、地球温暖化の防止、水資源の管理に関して何点かお伺いしたいと思います。河川法が新しくなりました。これがいつ変わったかちよつと忘れましたが、河川法というのは治水と利水の視点から作られたものですが、それに加えて環境の視点が入ってきたのが、新河川法とこういうことになっておるんですが、この新河川法の精神から眺めた徳島の直轄河川、そして県管理の河川の環境状況についてどんな認識でおられるのか。お伺いしたいと思います。

◎答弁 披田河川整備課課長補佐 樫本委員のおっしゃられた新河川法なんですが、平成9年の河川法改正のことで、それまでの治水・利水に加えて環境が入ったところかと思えます。それ以降、河川法が変わったことによりまして、国管理、県管理におきまして、水系ごとに河川整備の基本方針と具体的にどんなことをしていくかを定める整備計画を策定していくことになっております。その基本方針の中に河川の整備であったり、利水も含み環境に対してどういった配慮をしていきたいと思いますところを規定することとしております。それに基づき河川管理を行っているところでございます。

◎問 適正に河川を管理する上で、環境を視点にした管理が適切に進んでいると認識されていますか。

◎答弁 市原県土整備部副部長 ただいま、樫本委員から河川の環境の視点でどういった管理がされているかという御質問でございますけれども、先ほど古川副委員長からお話もございましたように、近年異常気象ということで気象状況も、大分変わってきておりました、その中で河川の状況も以前とは大分変わってきております。全国でも頻発しております浸水被害でありますとかそういう中で、例えば、土砂が流れて河床が上がっておりますとか、堤防を越して水が出ておるような被災もございます。そうした中で、私どもとしては、河川の在り方というのを、やはり県民みんな考えていかなくてはいけないということで、昨年12月に委員の皆様方の御指導も頂きながら、水管理条例というのを作りまして、その中で環境の視点も含めて管理をしていこうということにしてございます。そうした中で、今後その条例を踏まえて各主体が、それぞれの役割を担った上で水管理を適正にしていこうというところで、治水の上に利水が成り立つという考え方のもとに管理を進めているところでございます。

◎問 それはそれで良いんです。僕が言いたかったのは、例えば、上流から考えますと昭和40年ぐらいからバブルになるまで、平成3、4年あたりまで、中小河川において、こんな谷においてもたくさん堰堤が作られたんですね。そして土砂の流出を防げた。その時代は良かったんです。その後、平成に入ってから堰堤というのも全く0ですね。作ってない、もう見掛けたことがない。だから、その堰堤に対して土砂が

いっぱい溜まっておると。そして、堰堤から土砂が下の下流域に流れ落ちていると、そしてそこにそのままずっと20年、30年放置した結果、河川の樹林化が始まった。そして、この樹林化が始まったということは、それが河床、川の固定化につながってくる。固定化につながってくるということは、洪水があつたときに流れに対しての影響が非常に大きいです。いわゆる洪水被害が局部局部に現れてくるわけで、濬筋が蛇行しますから、蛇行が一番怖い。これが流域の皆さん方いろいろな被害を及ぼす。そして危険な状態になる。そして、山から流れた大型の樹木が橋に掛かつて橋が流出すると、こういうことになってくるので、適切にこの河川の管理をやつていかななくてはならないのですが、予算の関係でこれがずっと放置されている。そして、日本各地で局部的な洪水によって被害が出てきたのは、今年の夏の状況を見ても九州北部の状況を見ても一緒なんです、ああいう状況が徳島でも続くわけなんです、これちょっと防災ではないんですよ。そこで、県土整備部としてこれいつかちょっと見たんですが、県の広報の中で見ました。市原副部長が前に出向されていた阿波市に大久保谷川というのがあつたんです。大久保谷川で、この中のいわゆる樹木を県民の皆様を取つていただきたい。これは何に使うかという地球温暖化防止、その木を取つていただいて薪ストーブに使つていただいて、そして河川管理を良くしようと、こういう取組でされたと思うんです。その状況についてちょっとお知らせいただきたいと思ひます。

◎答弁 披田河川整備課課長補佐 河川内樹木の公募型伐採についての御質問かと思ひます。県管理河川における河川内の樹木につきましては、これまで治水や環境の保全のため、

順次伐採し、処分してきたところでございます。平成26年度からの新たな試みとしまして、河川内の不要な樹木を木材資源として有効活用しつつ、河川の維持管理のコスト縮減を図るため、県民の皆様様に樹木の伐採と搬出をお願いする、公募型伐採を実施してきております。今後とも公募型伐採を含め、あらゆる取組を積極的に活用しまして、効果的かつ効率的な河川の維持管理に努めてまいりたいと考えておりまして、平成28年度の状況にはなるんですが、11月におきまして、先ほど委員がおっしゃられました阿波市阿波町大久保谷におきまして8区画で、1区画あたり15本程度の伐採を行つております。応募に関しては、県内に住所を有する又は勤務先がある個人ということで応募をさせていただいております。応募者が17名いたんですが8区画となりますので、当選者が8名という状況になっております。

●問 昨年度17人の応募者があつたわけですね。平成26年度からこれは始まつているんですか。そしてその推移、広がつてるんですか。平成26年度からスタートしたつて言うような答弁だつたと思うんですが、その広がりがどうなんですか。

◎答弁 披田河川整備課課長補佐 手元に資料がございます。また後ほど御連絡させていただければと思ひます。

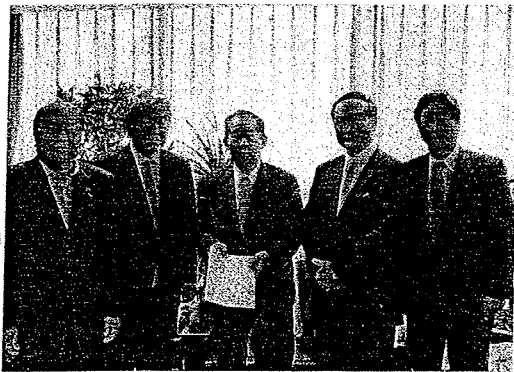
●問 これ非常に僕はいいい取組と思うんでね、これをもっと広げていただきたい。そうすると、薪つてホームセンターで買いますと1束600円ですよ。これはチェーンソーを買つて、日曜日でも家族で切りに行つて、そして薪にして使つたら非常に楽しい。一番に楽しい、地球温暖化に貢献できる、

そして、河川環境に貢献できる。これ、知事の言う一石三鳥も四鳥もいける。この取組をもっと広げたらどうですか。17人もあつたら上等ですよ。もっと広がる。もっと広報してみてください。

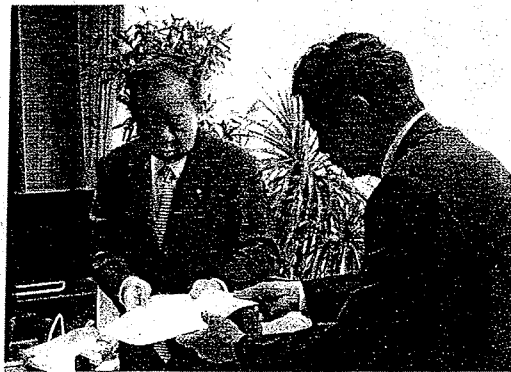
◎答弁 市原県土整備部副部長 樫本委員から、大久保谷川の取組をもっと広げていってはどうかとの御質問だったと思います。私も昨年度、一昨年度、阿波市のほうにありまして、実際に公募伐採の現場も見させていただきました。特に阿波中学校のすぐ隣の所が、かなりうっそうと茂っております、学生さんの安全上あまり良くなかった所なんですけれども、公募伐採ということで地元の事業者さん、それから地元の住民の方々の協力を得て、伐採をしたところ、ものすごくすっきりして、非常に環境的にも見た目にも良くなるし、河川管理上も非常に良くなったなというふうな印象を、私自身持つたところでございます。おっしゃるように、そうした取組を広げていくということは、正に水管理条例の趣旨にも則って、方向性を一にしておると思いますので、まずは、その大久保谷川の効果をしっかりと認めたと上で、今後につなげてまいりたいと考えてございます。

◎問 詳しく説明を頂きました。私はこれは非常に有効な手段だと思えますので、今の市民の皆様、県民の皆様方の求めているライフスタイルに非常に合っている。余暇時間が増えてきた中で、木を切つて地域の環境に貢献する自負感、そして、地球環境の温暖化防止に貢献できたというこの満足感、すつきりしたものがあると思えます。そして、家庭で、親子や夫婦で木を切りに行ったりして、家庭の連携・連帯とか、

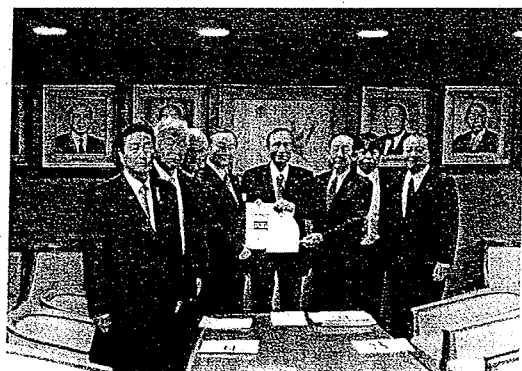
そういう家庭環境も良くなる。全ての環境が良くなるので、これはどんどんPRしていただいて、公募をしっかりと広報をしていただいで、もっと大きく、自信を持って進めていただきたいと思っております。期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



平成27年5月 政策提言 「『地方回帰』による地方創生の実現」を提言(二階幹事長)



平成27年11月 政策提言 「一億総活躍社会の実現」を提言(高村副総裁、細田幹事長代行)



平成29年11月定例会

総務委員会（事前）（平成29年11月21日（火））

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

運転免許センターの整備場所について問う

◎問 ただいま本部長から、5点にわたつての警察行政の御報告を頂きました。

さきの6月定例会で、我が会派の丸若議員からも質問があったと思いますが、その関連でお伺いしたいと思えます。5番目の組織基盤の徹底強化の御報告にありました、運転免許更新センターの設置位置についてでございます。

松茂町の旧空港の古いターミナルを活用してリフォームをした立派なセンターをつくられて、今、県民の皆さんに運転免許証を即日交付ということで、大変利便性が高くなって喜んでいらつしやいます。

そういった利便性を考慮すると同時に、これからの高齢化時代にも配慮し、もちろん免許証を即日交付し、できるだけワンストップでといういろんな狙いがある、組織強化の中で、運転免許更新センターを県南部と県西部に補強してつくっていくという流れであります。

そこで、県西部は阿波市、そして県南部は阿南市につくるというお話でございますが、大分煮詰まっていると思えますので具体的な場所について、この際、御報告いただければと思います。

◎答弁 岡崎警務課長 運転免許更新センターの具体的な整備場所でございますが、関係自治体と協議を進めてまいりま

した結果、県南部の運転免許更新センターは、窓口を阿南警察署、講習会場を阿南警察署に隣接する阿南市役所第2仮庁舎、県西部の運転免許更新センターは、窓口、講習会場とも阿波市阿波町所在の阿波市役所旧本庁舎に設置することで決定したところでございます。

◎問 阿南市は、阿南署と講習会場を隣の旧市役所を使うと、地元の自治体と相談したことだろうと思いますが、これは非常に良いことだと思います。県下には、再編によって剰余施設がたくさん出てまいりますので、こういったものを活用するということは、地域の住民にとつてもなじみが深いし、財政的な面からも非常に良いのではないかと思います。

阿波市についても、旧阿波町の庁舎を活用すると、この庁舎も阿波市は新しく庁舎を建てられて余っているという状況で、これをうまく活用するということは良いことだろうと思えます。そして、脇町にも近いし阿波市の中でも一番西の位置で、県西部の皆さんにもこの場所が適当ではないかと、私も歓迎をしたいと思えます。吉野川市でなかったのは、しょうがないと思いますが、希望は持っています。

それで、この二つの場所に決定されたプロセス、結果についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

◎答弁 岡崎警務課長 整備場所を決定した理由でございますが、運転免許更新センターの設置場所については、まず免許人口の状況や更新者の利便性向上を検討した上で、財政負担軽減の観点から、警察や自治体施設などの既存ストックを活用すること、機能面では、免許更新等の行政手続のみならず24時間体制の警察力の確保や防災力の強化など、治安対策

等も含めた総合的な視点から適地を検討してまいりました。県南部、県西部とも、これら要件を満たす最適地といたしまして、先ほど答弁させてもらった場所に決定をしたものでございます。

●問 良い選択であったと評価したいと思いません。そして、従前のサービスよりも、更新者をはじめ免許返納者などの高齢化時代にも対応した、いろいろな面で今回の県警察の設備強化の再編というのは非常に良かったと思っております。

今後とも、プロセスの中で検討課題をしっかりと見据えて、更なる検討を加えていただきたい。従前の交通安全対策というのは、各署の交通安全協会がきめ細かく警察と一緒にになりながら、また各地域の交通安全運動団体と連携しながら進んできたわけですが、こういった運動がしっかりと続いてできるかどうか、これはより大切でございますので、そういう視点も考えながら組織強化を進めていただきたいとお願いして質問を終わります。



平成29年5月 政策提言「人口減少の克服と東京一極集中の是正」を提言
(茂木政調会長)

平成29年11月定例会

総務委員会（事前）（平成29年11月21日（火））

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

文化立県徳島推進基金とスポーツ王国徳島推進基金の見直しについて

●問 6月議会の我が会派の代表質問において、嘉見会長から、文化立県とくしま推進基金の運用見直しについて透明性を高めるようにという質問がございました。そして9月に入り重清議員から、スポーツ王国とくしま推進基金についても見直しを求める質問がございました。

今日、この両基金の透明性確保へ向けた改善策についての報告、検討状況等の結果が出てくるかと思っていたのですが出てこなかったため改めてお伺いするわけですが、現在の検討状況とどう報告されるのか、お伺いします。

◎答弁 板東県民環境部次長 文化立県とくしま推進基金とスポーツ王国とくしま推進基金の見直しについての御質問でございます。

樫本委員からお話のとおり、両基金につきましては、6月、9月の代表質問及び一般質問、更には当委員会での御審議の場におきまして、様々な御論議を頂くところでございます。

我々としていたしましては、答弁の中で県予算の審議を念頭に御報告させていただくということで説明させていただいたところでございまして、現在、来年度の予算編成作業と併せまして、来年度の取扱い、更には文化行政全般についての見直しと様々な角度から検討を重ねているところでございます。

透明性の確保におきましては、基金事業を検討する中で、国等の有利な財源を活用し一般会計事業をいかに組み合わせるか、更には執行体制についてのどのようにするか、また、議会の皆様方のチェック機能の強化を重視する中で、これまでやってきた基金事業の成果をどう生かしていくかを、様々な角度から考慮し検討しているところでございます。現在その最終調整のところということでございます。

具体的な見直し案につきましては、事前委員会では御説明することはできませんでしたが、付託委員会の来年度の県民環境部の予算の方針に併せた形で御説明させていただいて、一体的な御審議を賜ればと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

●問 予算編成中になるので、来年度の予算と併せて執行体制について付託委員会で答えたいというお話でございます。透明性の高いものに、県民の理解が進むように、そして議会も納得できるような方策を示していただきたいと思っております。

今年度については、これまでの従前のスキームで執行されておるわけでございます。これはスポーツも、もちろん文化もですけれども、この中身について、また執行見込額について改めて教えていただきたいと思います。

◎答弁 板東県民環境部次長 文化立県とくしま推進会議で実施いたします今年度の事業について、御説明させていただきます。

まず平成29年度の事業といたしましては、あわ文化4大モチーフを中心といたしました進化・継承の取組を行っております。

ます。例えば、阿波藍アートの展示という事業におきましては、国内外の参加者を募集し、実施する予定でございます。また、阿波おどりの海外派遣に対する経費につきましても、基金で実施しておるところでございます。さらには、障がい者芸術といった部分にも力を入れておるところでございます。障がいの者の芸術文化事業ということでも実施予定でございます。また、文化情報の発信にも取り組んでおりまして、文化ギャラリーの制作、展示、あるいは外部連携によります情報発信事業といったことで、今年は大学生との連携による取組にもチャレンジしているとございます。

そして、いろいろ御審議いただいております音楽文化の事業でございますけれども、音楽文化が息づくまちづくり事業ということ、にぎわいづくり音楽列車、ニューイヤークンサート、更には高校等へのアウトリーチ事業といったようなことのほか、邦楽に親しむワークショップということも、今年度は計画しているところでございます。

さらには、市町村、文化団体が行っております文化活動等にも助成をしております。本年度についても、県内各地で繰り広げられます56事業に対して支援しているところでございます。

それで、予算ベースでございますけれども、今年度の事業費の見込みといたしましては1億3800万円ということになっております。

◎答弁 佐川県民スポーツ課長 続きまして、スポーツ王国とくしま推進会議で実施いたします本年度の事業内容でございます。

まず、国体の天皇杯順位向上事業といたしまして、競技団

体等が実施いたします強化遠征や競技備品の整備等に対しての助成を行っております。

次に、子供の体力を向上させる事業といたしまして、学校や総合型地域スポーツクラブ等が実施いたします子供の運動習慣の確立や体力向上につながる事業への助成や指導者の派遣を行っております。

さらに、スポーツを身近に体感させる事業といたしまして、徳島インディゴソックスのホームゲームへの県内小中高生の招待等を行っております。

また、国際スポーツ大会キャンプ地誘致等事業といたしまして、3大国際スポーツ大会のキャンプ地誘致等に向けました、ドイツをはじめとする誘致対象国との交渉やスポーツ交流、そのほか企業等からの協賛金を活用したスポーツの普及のための事業を実施しているところでございます。

これらの事業の執行額見込みとしましては、総額で2億753万円となっております。

●問 文化、スポーツとも非常に幅が広い事業を行われているわけですが、その効果を見極めて次の予算編成へとつながってくると思うのですが、しっかりとそのあたりを検証し、またそれぞれ関係者の意見を聞きながら、適正な執行に、次年度の予算への要求をしていただきたいと思うところでございます。関係者も期待している部分もありますし、その期待に応えられる部分、応えられない部分、いろいろあるだろうと思えますので、それぞれ上限があるわけですからしっかりと検討していただいて、予算案も示していただきたいと思えます。

それから度々、委員会でも、本会議の質問でも出てきたわけですが、文化についてですが、どうもクラシック音楽に予算の大半が占められていて偏りがあるのではないかという指摘がございました。これについて、どのような認識ですか。

◎答弁 板東県民環境部次長 クラシック音楽に関する、来年度の方針についての御質問かと存じます。

この度の事案発生以降、文化事業に関しましては本会議をはじめ当委員会、さらには県民の方々から、様々な御意見を頂いております。その中でも極本委員御指摘のとおり、クラシック音楽に偏った事業内容といった御指摘があることにつきましては、我々といたしましても認識しておるところでございます。

来年度の事業に関しましては現在、先ほど申しましたように文化事業全般の中で、頂いた意見をいかに反映できるかを内部で議論しているところでございまして、予算編成作業の中でバランスを考えた体制、あるいは事業内容について十分検討を重ねてまいりたいと考えております。

●問 人それぞれ考えや見方が違うと思うのですが、クラシック関係の方や理事者の皆さんもそうだったと思うのですが、クラシックのレベルが徳島県は低いと、だから集中的に高めたほうがいいと国民文化祭を機に集中的にされたと思うんです。ところがクラシック以外の文化の方は、この文化も高めていただけたらという願いがあったと思います。そのところはバランスをとって、大勢の皆さんが納得し、理解を頂けるような文化行政をしていただきたい。それが県民の声であり議会の声でございますので、しっかりと反映していた

だきたいと思えます。

そして、これまで各委員から毎回のよう指摘された、議会のチェックがかかりにくい、不透明とされる点について、どのように今後改善していくのか具体策について、現時点での明らかにできる部分をお答えいただきたいと思います。

◎答弁 板東県民環境部次長 文化立県とくしま推進基金、スポーツ王国とくしま推進基金につきましては、いわゆる外部に設置された基金でございます。その執行が非常に不透明といった御指摘を頂いたところでございます。

両基金とも事業の執行に関しては、県の会計規則を準用する形で執行しております。監査等も内部の管理によります。手続等といったことで適正に処理していると認識しているところでございます。今後、議会のチェック体制の強化、あるいは県民の皆様からの分かりにくいといった点につきましては現在検討しておりますが、予算審議に併せた形で、その効果あるいは御指摘にお応えできるような内容でお示ししたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

◎問 県民の皆さんにもよく分かるように、事業の中身について立案された時点で、その予算をしっかりと議会に示していたら、我々も真摯に議論をして適正かどうかを見極めていきたいと思えます。今のスキームでは、透明性について限界があるわけでございますので、踏み込んだ改善策が必要だろうと思えます。ここで、部長の決意を表明していただきたい。

◎答弁 田尾県民環境部長 これまで、文化、スポーツ行政において、いかに透明性を高めるか、様々な御指摘を頂き、

我々も重く受け止めているところでございます。

ただいま板東次長から、現在の状況、様々な検討をさせていただいていることにつきまして御報告をさせていただいたところですが、その上で今後、信頼回復に向けまして、基金事業の見直しに当たりましては、これまで議会で頂きました御指摘を真摯に受け止めて、現在、様々な角度から検討を行っているところでございます。

例えば、基金の条例設置や透明性の確保につきまして、あらゆる改善策を検討しているところでございます。文化、スポーツ行政の透明な、そして分かりやすい、そして最良な改善策を打ち出していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

◎問 文化もスポーツも幅が広いのですが、それぞれ事業の見直しも含め、しっかりと検討して透明性を高めていただくように、そして反省を踏まえ、県民の声をしっかりと反映していただけるようにお願いをしておきたいと思えます。また付託委員会で聞かせていただいて、報告の中身を精査して質問をさせていただきます。いただきたいと思えます。



平成30年5月 政策提言「地方創生の成果実感と国土強靱化の加速」を提言(二階幹事長)

平成29年11月定例会

総務委員会（付託）（平成29年12月5日火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

警察行政における民間防犯カメラの協力・連携向上について

◎問 山西委員の先ほどの質問に関して、私から提案がございいます。山西委員から防犯カメラの整備状況とそのデータの管理について、そして今後の整備方針について、大きく3点質問があったと思います。

今後の整備方針については、県財政に影響が少ない方法でというふうなことが一つの主旨であったと思います。これは大変良いことなのですが、いろいろと御答弁がありましたけど、前にも言ったかと思うんですが防犯カメラによる犯罪の抑止というのは、世界的に言うといギリスが一番進んでいるのかなど。これは、ほとんどが公共で税でやっておられるのが多いかと思うんですが、私は税ばかりに頼るべきでないというふうに思うわけです。

そこで、どういうふうにするかと言いますと、ここ20年、30年ぐらい前からずっとグローバル社会が続いておりまして、ますますグローバル化がやってくると思っています。安全安心というのも、日本の警察というのは非常に組織が良くできていて犯罪に対する捜査力もあって検挙率も高いという評判であります。やはり一定の限度があるわけでございます。それに代わる一助となるのが防犯カメラの設置であることから、公共においても防犯カメラの設置が進んできたというふう

うに思います。まだ66か所でございますから、大したことはないと思っております。

そこで、いわゆる一般の企業でありまして家庭でありまして、防犯カメラの設置が進んできました。これは、警察にだけ頼るべきではないと、自ら犯罪を抑止していくんだと、防犯力を自ら強化していくと県民一人一人、国民一人一人の防犯に対しての意識が高くなってきたと思います。そして、防犯カメラも普及してきました。相当な家庭で防犯カメラが設置されており、民間の警備会社に企業などは依頼をして、防犯上の対策も進んでおります。

そこで、警備会社にお問い合わせいたしますと、セコムや総合警備保障とかのシールが貼られます。これだけでも犯罪の抑止効果が出るんです。これをもっと普及させたいと思うんです。民間の家庭、事業所に、警備会社に頼むのではなくて個人的に電気屋で付けてもらうとか、ホームセンターで買ってきて付けるとか、いろいろやっている人もおられますのでそういう方には是非協力を頂くといいことで、警察側から、警察協力何とかといういろんな抑止になるようなタイトルのシールをつくっていただいで貼っていただく。そして、協力を求めると非常に抑止効果になると思えますし、犯罪の検挙率も一気に上がってくると思っています。

今も検挙は、スピード感を持って検挙されております。これは、民間からの画像の提供があつてからこそできていますと思うんです。警察の66か所からのデータの画像処理によって解析をし犯行を突き止めて検挙していくというのがありますけれども、民間からの協力、情報提供によってできていますので、これを積極的にすることで、公共のコストを余り

使わないで安全な地域社会が構築できると思います。

今まで警察署には、いろんな協力団体、応援団がいますよね。防犯協会とか、交通安全協会とかいろんな団体がいます。こういう方々としつかりと連携をして、そしてまた地域社会と連携をして、こういう制度をつくっていただくと、シールを貼っていただくと効果が出ると思うんですがどうでしょうか。これを進めていただきたい。

◎答弁 船本生活安全企画課長 委員御指摘のとおり、防犯カメラにつきましては、県民自身の安心感につながるものでございまして、また犯罪被害の未然防止とか犯罪発生時の対応に極めて有効であることから、県警察におきましては、これまで民間事業者等に対して設置を促進してきたところでございます。引き続きまして、自治体、それから民間事業者、公益団体、また一般の民家の方等も含めまして、防犯カメラの設置を働き掛けるなどして整備の拡充に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、警察協力の防犯カメラを設置しておる旨のシールの件でございすけれども、今のところその制度はございませぬ。県警察におきましては、防犯連絡所、警察官立寄所であるというような表示をする、シールになるよう制度としてやってきたという実績はございます。

防犯カメラを設置しているシールの有効性につきましては、委員から御説明いただいたとおりであると思えますけれども、今後、部内においていろいろと検討してまいりたいというふうに考えております。

◎問 前向きな検討をしてください。終わります。

平成29年11月定例会

総務委員会（付託）（平成29年12月5日火）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

新たな文化・スポーツ条例による基金の創設について

◎問 それでは、何点かお伺いしたいと思います。

まず、とくしま記念オーケストラの関係ですが、6月定例会での嘉見会長、そして9月定例会での重清議員、また今定例会で岡本議員がそれぞれ代表質問をいたしました。また、この総務委員会でも質疑が毎回のようございました。従前の基金による文化・スポーツ事業は廃止をし、新たに条例による基金の創設を行うということで改善策が示されたところであります。

今、資料2によつての説明も頂きました。これまで指摘した資金の透明性の確保に向けて、議会のチェックをいかに高めていくかということ念頭に、様々な方策が検討されたことと思えます。大変、時間も多く費やしておりますので、しっかりと検討されておると思えます。

今回、条例による基金の設置によつて、これまで県の外部で執行されていた仕組みは廃止をし、これは岡本議員が2文字で表現しなさいということ廃止をするということになり、今後は全て県予算案として議会に示し、審議を得た上で執行することになったと。この見直し案については、一定の評価をしたいと思えます。

条例での基金設置というのは、単に事業のために財源を確

保するという視点からの意味だけではなく、将来に向けての県の重要な施策の方向性や大きな取組の決意、あるいは思いを表すものであると私は考えておるわけでございます。県が、将来を見据えて文化・スポーツ行政を推し進めるに当たって、今後の事業を県民とともにしっかりと取り組んでいくんだという思いや決意、覚悟を形にして示されようとしているのだと思います。その条例案については、2月に示したいというお話でございました。それぐらい、やっぱり条例というのは重みのあるものであると思います。

そこで、まず県として、条例に基づく基金を設置する意味についてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

◎答弁 板東県民環境部次長 条例に基づく基金の意味ということでございます。

榎本委員からのお話にありましたとおり、これまで6月、9月と様々な御論議を頂く中で、我々いたしましたとしても、透明性をいかに高めるかということと、これまで行ってきた事業の柔軟性をやはりある程度保ちたいという思いの中で、あらゆる検討策を検討してまいったところでございます。

この度、条例による基金を設置するといった方針を示させていただいたところでございまして、やはり文化・スポーツとも事業実施におきましては、数年先を見据えた形で事業実施に必要な財源を確保するといった点を重要な位置付けと考えているところでございます。それに当然、これまでの御指摘を踏まえまして、資金の透明性を確保といったことで条例による設置により、予算、決算など議会のチェックを頂きながら、事業を進めると結論付けたところでございます。

それで、先ほど委員からも、条例の重みといった点のお話

がございました。知事からも答弁があったと思いますけれども、非常に本県といたしましても、国際スポーツ大会を目前に控える中で、いかにその成果を後世の世代に残す取組ということと、人口減少の中で待ったなしの分野であるという考えでございます。未来への継承に向けた県施策の思いとか決意といったものを条例といった形でお示しさせていただくとともに、県民が主役となつて、県民の皆様とともに今後事業を効果的に実施するといったことで、条例の重みをしっかりと受け止めて今後、施策の展開をしまいたいと考えております。

◎問 今の答弁によりますと、4点ぐらいあったと思うんです。前の基金と同じように事業実施に向けての必要な財源を確保する、予算事業についての議会のチェックを受けること、国際スポーツ大会などを一つの契機として今後は文化・スポーツのレガシーの創出、また未来への継承などを挙げられてございます。これは、それでいいのではないかと思うわけでございます。

そうしましたら次に、今回の資料1に平成30年度に向けた県民環境部の施策の基本方針の中で、徳島ならではの「文化・スポーツレガシー」の創出、県民の活躍の場の充実というのがあって、文化芸術の裾野の拡大と次代への継承というのがございます。これまでは、どうもクラシック音楽に偏りがあつたと。その反省からもっと裾野を広げて、より愛好家に、それぞれの部門で活躍しようとする方、楽しもうとする方、一層、楽しんでいただくこうという方向転換だろうと思えます。

これも良いのではないかと思うわけでございますが、ここで、新たに条例で設置される基金について、条例の目的を明確にさせていただきたいと思えます。

それから、スポーツと文化の二つ基金があったわけなんです。これはそのまま一つの基金として残されるのかどうか、お答えいただきたいと思えます。

◎答弁 板東県民環境部次長 施策の基本方針につきましては、先ほど部長から御説明いたしましたとおり、バランスの取れた事業展開について、今後、予算編成過程の中で十分検討してまいりたいと考えております。

それと、条例の設置目的でございますけれども、先ほど御答弁させていただきましたが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックをはじめといたします4大国際スポーツ大会といった文化・スポーツともに重要な局面を迎えていることから、今後の世代にレガシーを創出する取組を加速させる趣旨を、目的として掲げたいと考えております。

なお今後、条例につきましては、法務担当部局と条文等について詳細な検討を進めてまいりたいと考えております。

現在、外部に文化とスポーツの基金を設置して、それぞれ事業を実施してございますけれども、ただいま御説明させていただいたような趣旨の、条例という形で考えております。条例という形では1本の形で、それぞれ融合させる形での事業展開が可能といったことを想定しております。

◎問 条例の目的としては、文化・スポーツの取組の結果をしっかりと出していくんだということで、これはこれで良いんだと思うのですが、文化・スポーツの基金は一つにする、

統合するんですね。一つの基金にする、目的といいますか意図といいますか、メリットというのは、どんなところがありますか。

◎答弁 板東県民環境部次長 当然、それぞれ基金という形でお願ひする関係上、数年先を見据えた事業展開の計画的なもの、目安といったものは、文化・スポーツそれぞれ検討する必要があります。

ただ、今後の事業展開の中で、それぞれ年度に応じてそれぞれ必要な額が、文化・スポーツ間で動く場合も想定されます。また当然、文化とスポーツを融合する形での今後のイベント、あるいは事業等の展開も想定してまいりたいと考えております。

そういったより効果的な展開といった形で、一つの基金にしたいと考えております。

◎問 文化は文化、スポーツはスポーツとしてレガシーを出すのでなくて、両方融合させた形で結果を出していきたいということから一つにすると、こういうことだろうと思えます。良く分かりました。

それでは、基金事業の充実、見直しの話があったのですが、新しい取組となる部分や特に強化したい部分があれば教えてください。これは、資料2に書かれていることがそうなのでしょうか。

◎答弁 板東県民環境部次長 先ほど御説明させていただきました資料2も参考に御覧いただきながらと思えます。

まず、文事業化といたしました。基本的な考え方といたしましては、これまでの国民文化祭を契機といたしました成

果を引き続き継承するといった形で、あわ文化4大モチーフ、あわ三大音楽についても進めてまいりたいと考えております。

その中で、①にございますように文化団体に対して我々も現場の方々と話をする中で、こういった点でもう一つ後押しなり協力があれば、もっと良いものができるといったような意見も様々頂いております。そうした中で例えば、アドバイザー的なものを派遣するとか団体の方々と一緒になって、イベントを実施したりとかいったものができないかと考えております。

④が団体への支援事業の内容になっておりますけれども、これまでの助成事業の内容を、より皆様方のニーズに合った形で取り入れたいと考えております。例えば、地域で様々な活動をする場合に、今までは基本的にソフト事業のみを対象としていた部分がございましたけれども、施設の小修繕的なもの、あるいは空き店舗で設備の修繕と一緒にやりたいとかいったものについても、何か御支援ができないか。それと、今後パラリンピックの活動も出てまいりますので、障がい者芸術の部分にも光を当てたような形で、新たな才能の発掘についても強力に推進してまいりたいと考えております。

なお、この内容につきましましては、現在、財政当局等とも検討を進めているところでございまして、具体的な補助率等につきましましては検討を終えた後、当初予算の段階でまた御説明させていただきます。また、現在も文化立県とくしま推進基金を、それぞれ団体さんにいる活用していただいているところでございます。その辺も十分、視野に入れながら、事業の活動に支障が来さないような形で、できるだけ丁寧に御説

明させていただきたいと考えております。

◎答弁 佐川県民スポーツ課長 新たな基金が行いますスポーツ事業につきましまして、重点的に取り組む点といたしましては、まずは3年後に迫りました東京オリンピック・パラリンピックを見据えまして、県民の誇りとなります世界レベルの選手の輩出と、今年度開催されました愛媛国体での課題も踏まえまして、障がい者スポーツも含めました競技力の向上に取り組みますとともに、引き続き競技環境の整備、ハードの整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国際スポーツ大会に向けた受入体制の整備とキャンピング地誘致に向けた取組といたしましては、これまでの誘致対象国とのスポーツ交流等の成果をしっかりとキャンピング地の誘致の実現につなげてまいりますとともに、本県で開催されます競技につきましましては着実な準備と機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

◎問 ただいま文化事業とスポーツ事業、それぞれお答えを頂いたわけでございます。

まず文化事業について、ちよっと具体的にお伺いしたいのですが、④あわ文化創造支援事業は、県民の文化活動の充実に良いことだと思います。

徳島県は、私の地元でも非常に文化活動が活発です。吉野川市文化協会というのがあって、幅広い活動をしております。ほかにも徳島新聞のカルチャーもありますし、公民館活動もやっていますし、非常にきめ細かなサービス体制ができておりまして、これから移住するのだったら吉野川市がいいとい

うぐらい、やっぱり地方創生には文化が大事なんです。これを大切にしないといけない。今、アクティブシニアがいっぱいおられます。私もその一人で文化的には少し遅れておりますが、今後は文化を楽しみ心豊かな人生を送りたいと思っております。今後は文化を楽しみ心豊かな人生を送りたいと思っております。時間は長いのですが、今後そういう生活を目指しております。

そこでお伺いするのですが、あわ文化創造支援事業は、アクティブシニアへの支援のためにも大変、重要な施策だと思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

そして、障がい者芸術にも光を当てるといふ新たな才能の発掘も、大変良いことだと思います。これも私の町には、太鼓奏者が知的障がい者の方に、太鼓演奏の喜びを創出するために一生懸命活動しているのがございます。また、こういった所への御支援も頂きたいと思うわけでございます。障がい者にスポットを当てるといふことは、その地域が本場に優しい、いわゆる人権を尊重した優しい地域であるということから、これも地方創生につながると思えます。

それから、ハード整備も対象とするということでも少し答えられていたのですが、空き店舗などを活用したハード設備というふうな印象を受けました。地域の実情に合った身近な所に、そういう施設、拠点をつくられるということは非常に良いことで進めていただきたいと思います。しかし、県の拠点となる、そこへ行けばあらゆる文化を楽しめるという、創作活動もクラブもできる、踊りもダンスもできる、こういう場も一つ拠点として核として要るのではないかと思うのですが、そこまではまだ考えてないのですか。

◎答弁 板東県民環境部次長 基金の活用事業の中のハード

施策の部分かと思えます。

我々といたしましては、④あわ文化創造支援事業につきましては、助成金を対象としたいと考えております。これまでも文化立県とくしま推進基金を活用する中で、それぞれメニューがございまして、上限額、補助率等も違ってきますけれども、その辺を今後、基金の総額、造成額とも絡んでくるところではございますけれども、これまで以上に内容あるいは件数も増やせるような形で今、財政局等も含めて相談させていただいているところでございます。

ただ、樫本委員からお話のように、県有施設とか大々的に改修とかいったところまでは今現在、我々としては想定してないところでございます。例えば、商店街と申しましたけれども、農村舞台を始めてその改修をすることによって活動の場が広がる、今まで使われていなかった部分が改修することによって使用可能になるとか、そういった部分については、この基金で提案していただき審査によって公平に採択する中で、ある程度の公平性、競争性を高める中で実施していただければと考えているところでございます。

◎問 私は、新しい建物を次々と建ててくださいますと決してお申し込みません。県にも、余裕施設、空いた施設がたくさんあります。小学校も中学校もありますし、統廃合でいわゆる組織の機能強化などで警察においてもありますし、地域を見回してみるとたくさんあります。この既存ストックの活用という中で、ハードの整備をしていただければと思うわけでございます。

それから、ハードの次にはソフトです。文化を楽しむため

には、文化のレベルを上げるためには、指導者が必要でございませう。指導者の育成、確保も併せて考えていただきたいと思ひます。

次は、スポーツ事業のほうでございませうが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの選手輩出と、いつも最下位クラスの国体順位の向上に向けた支援体制を強化していくとこういうこととございませう。知事が県体育協会の会長を務めて居るので、しつかりとやっつけてください。是非、頑張つていただきたい。

競技力向上事業にも、競技力向上のための環境（ハード）と書いてあります。是非、これもハード整備はやっていただきたい。その一つが、今回提案されております鳴門の芝の張り替えでしょうね。ほかにも、柔道、剣道、弓道の施設も、団体が今ハード整備として求めておりますので是非、考えていただきたいと思ひます。それぞれ一つ一つでなくて三つの道が一つの道場を共用する事も考えていただきたい、検討していただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

次に、新たに創設する基金の財源はどうするのかということ、先ほど少し出て居ましたけど財政当局と折衝中であるということとございませうが、今までは宝くじの資金を充当して居ました。これからは、それはもう使わないんですか。そして、財政のいわゆる一般財源から充当するのですか。

◎答弁 板東県民環境部次長 榎本委員から、財源についての御質問を頂いて居ります。

今、お話のとおり現在、予算編成作業が始まったところとございませう、財政当局とすれば多分、地財が出てない段階

なので、なかなか財源の話というのは難しい部分があると思ひますけれども、我々といたしましては、これまで宝くじの収益金という形で使わせていただきましたけれども、文化立県とくしま推進基金を活用した事業といひますのは、それなりに先駆性あるいはモデル性の高い事業に基金を活用する形でやっております。今後は、より県民の方々に能動的になつていただきたいということもございませうので、できれば一般財源のほうでも造成費に充てていただけたらと思ひつております。財源の部分につきましては、経営戦略部のほうと今後、十分に検討させていただけたらと思ひつて居ります。

●問 財政当局としっかりと折衝をしていただいで、多くの予算を取つていただいで、文化・スポーツ立県と言われる徳島県になるように頑張つていただきたいと思ひます。

それから、文化立県とくしま推進会議とスポーツ王国推進会議の存在でございませうが、これは皆さん方が、いわゆる外部団体で事業する上においてプラスの効果があつたわけですが、この組織というのは、今後どのような扱いになるのか、残るのか残らないのか、どんなふうにか考へていらつしやいますか。

◎答弁 板東県民環境部次長 推進会議につきましては、文化・スポーツとも、行政が主体ではなく外部の方の意見を取り入れながらという趣旨で、文化でありますと約20名の方々に委員になつていただきまして意見をお聞きする、非常に重要な役目を果たしていただいでたところとございませう。

今回、外部の基金を廃止するという方針でございませうけれども、推進会議のメンバーの方々につきましては、これまで

かなり御尽力、あるいは活性化をさせていただくような御協力等を頂いたところでございます。

条例化するに当たって、この会議を条例に位置付けるか、あるいは現在の要綱の中で事業を実施するというところもございまして、要綱のままする場合にも要綱を見直す必要があるんですけども、いずれにしましても何らかの形で引き続き、我々の事業に御意見を頂くような形で関与させていただきます。新しい形で、メンバーも入れ替えるか、追加するかといったことも議論になるかと思えますけれども、文化行政の意見を頂く機会ということは、何らかの形で残させていたければと考えております。

ただ、このまま外部に置くかどうかというのは、引き続き検討させていただきたいと考えております。

◎問 引き続き検討させていただきたいということですが、これはやはり答弁にあつたように、行政だけではこんな事業はできません。県民に裾野を広げるのですから、やはり県民の意見をしっかりと専門家の意見を聞いてやったほうがいいと思います。だから、推進会議は残すべきだと思います。今日まで、県の文化行政を推進する上において支援者でもあつたし、推進エンジンにもなつた部分があります。したがって、推進会議は残して、まだ基金条例の条文の中にも位置付けをしっかりと書くぐらいの方法が良いのではないかと思いますので、検討いただきたいと思います。

さて、私も文化行政について、いろいろと意見を述べてまいりましたが、もう議論は尽くされたのかなと、新しい方向も示されましたし、一定の方向も示されようとしております。

条例による基金も創設して、透明性を持ってやっていくということも表明されました。どうか理事者におかれましては、基金が条例化されるこの重みをしっかりとかみしめて、今後の文化行政が透明性を持って、そして県民から信頼の置けるやり方でしっかりと進めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

もう1点伺います。環境首都とくしまが世界をリードするという話でございます。

この質問について、今定例会の代表質問の中でもFCV、水素エネルギーのことが出てまいりました。空港での、JALの荷役作業の中にフォークリフトが利用され、そのエネルギーは水素でやるんだというお答えであったんですが、環境首都とくしまが世界をリードするのは、水素エネルギー政策であろうと思えます。

いわゆる地球温暖化対策に向けての大きな切り札となるのが、水素エネルギーだということで進められております。先月の11月14日と思いますが、水素グローバルエキスポイントとくしまというのがアステイトくしまで行われました。私時間都合上、見る事ができなかったのですが、簡単に報告をお願いします。

◎答弁 岡島自然エネルギー推進室長 先月の14日にアステイトくしまにおきまして、水素グローバルエキスポイントとくしまということで、水素エネルギーを活用いたしました最新の機器類や技術を展示、紹介をし、広く県民の事業者の皆様、水素の有用性あるいは優れた環境性ということを御体感いただくとともに、水素を通じた新たな産業振興を見据え、新たなビジネスチャンスの創出を足掛かりとすることを目的

として開催させていただいたところでございます。

水素グローバルエキスポートとくしまの中身でございますけれども、四国初上陸となる燃料電池バス、いわゆる水素バスの展示をさせていただいたところでございます。また、水素を使って最新の技術を展示するブースを、約20社の業者さんに出店いただいたところでございます。また、同じく水素の最新技術や将来性をテーマといたしました基調講演、小学校、中学校、高校生の皆様から水素をいろいろ使ったポスターでありますとか、キットを使ったアイデアを募集しましたオンラインの表彰式でありますとか、燃料電池フォークリフトの展示、燃料電池自動車の試乗会という、盛りだくさんの内容で行ったところでございます。約1200名の方がお見えになりました、水素エネルギーを御体感いただいたところでございます。

あわせて、その翌日11月15日から19日までの5日間にかけてまして、環境活動連携拠点でございますエコみらいとくしまからの発着で、燃料電池バスの試乗会を開催したところ、時代を担います子供さんから大人の方まで約300名の方に御試乗していただいたところでございます。

●問 究極のエネルギー、水素を活用した脱炭素社会の実現を、徳島県が環境首都として世界をリードするんだというふうなことでございます。

燃料電池バスの試乗会もされたということで、燃料電池バスについては6月定例会の私の代表質問の中でも、確か2020年を目途に導入したいという話でございました。バス事業者に補助金を打って、購入していただこうとしている

というお話であったと思うんですが、この燃料電池バスを、徳島市内の路線バスとして走らせても余り効果がないと思います。当然、県民の皆様を知っていただくのはいいのですが、公共交通機関として徳島市内におけるバスの利用者というのは極めて少ない。私がいつも思うのは、徳島空港と徳島駅とを結ぶリムジンバスの搭乗率が、一番いいと思うんです。

そして、県外の人が徳島空港へ着いたら、徳島空港は貨物の荷役作業のフォークリフトも水素エネルギーだと、また都心部への移動についても水素エネルギーを使ったバスが走っている。これは、非常に環境首都とくしまをアピールするにはもってこいだと思います。是非この運用については、徳島空港と徳島駅とを結ぶリムジンバスに当てていただきたいと思っております。

●答弁 岡島自然エネルギー推進室長 ただいま榎本委員から、具体的に燃料電池バスの路線に徳島空港と徳島駅をとという御提案を頂きました。徳島県水素グリッド導入連絡協議会の中に、バスの検討委員会も設けてございまして、その中でもそういった案も出てくるかと思えますし、今の榎本委員の御意見も参考に今後、検討していきたいと思っております。

●問 よろしくお願ひします。



平成30年11月 政策提言「事前復興の加速と国土強靱化の加速」を提言(岸田政調会長)

総務委員会（付託）（平成29年12月6日水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕
県職員の倫理条例違反について問う

●問 まず、県職員の地方公務員法、公務員倫理条例の違反について、質問をしたいと思います。

さきの事前委員会で、捜査の状況を見極めて対応したいというふうなお話がありました。報道によりますと、既に11月28日に書類送検がされたということでございます。監察局また人事課では、どのような状態にあるのか、この事実確認をされていると思うのですが、御報告を頂きたいと思えます。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 榎本委員から、地方公務員法違反の疑いに関する事実確認の状況について、御質問を頂いております。

まず、職員から、地方公務員法の守秘義務違反の疑いで警察から事情聴取を受けているとの報告を受けまして、県土整備部において、本人から事情聴取を行っております。

その後、書類送検をされたという報道を受けまして、人事課においても本人から事情聴取を実施したところでありまして、県土整備部と連携しながら詳細な事実関係の把握に努めているところでございます。

●問 県土整備部と事実確認を連携しながら今、進めているところというのですが、現在で分かっているところ、マスク

ミ報道で大体は分かるのですが、これ以外のことがかかっていけば、もう少しその中身について教えていただきたいと思えます。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 確認している事実についての御質問でございます。

委員からお話がありましたように、県民の疑念の払拭ということを考えますと、お答えをしていかなければならないと考えているところでございますけれども、現在、事実確認中であるということから、これまでに確認できた点について御説明させていただきます。

まず、これまでの経過でございますけれども、職員から11月7日に警察から事情聴取を受けたと。その後、複数回、事情聴取を受けたということを確認しております。そして、先ほどお話がありました書類送検については、職員には知らされていないということで、マスクミ報道、それから昨日の公安委員会の答弁で11月27日に書類送検されたという状況を確認しております。

内容としましては、東部県土整備局徳島において、平成28年に発注した徳島市内の工事において、施工体制調査の日程を事前に業者に伝えたということについて確認をしております。

●問 施工体制は報道によると、現場には現場代理人が常駐しなくてはならないということになっているのですよね。調査は、3500万円以上の工事などが対象となると。しかし、その情報をどういうふうにして入手したのか。情報の入手経路が分かりにくいというように、11月28日の地元紙に書

いてあったのですが、どうもその情報の管理がずさんなようにも記事を見ると書いてあるんです。

つまり、ホワイトボードに行き先を書いてある。それでは、第三者が見たらすぐ分かるわけで、やはり情報が余り出ないようにしないといけない。簡単に情報を入力し得るようになっていくんですね。そこらが問題だと思っておりますが、県土整備部では、これは今後、改める方向で人事課のほうと調整はやっていますか。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 工事施工体制調査の日程が事前に漏れたのは、なぜかというふうな御質問であろうかと思えます。職員から聞き取っておる情報としては、調査員の調査前の工事担当者のやり取り、それから当日の出張情報から類推したというふうな話を聞いております。

人事課としてましては、職員管理の観点から現在、事情聴取を行っております。先ほど委員からお話がありました施工体制調査については、県土整備部のほうにおいて、現在詳しい状況について事実確認を行っているところでございますので、連携しながらこの問題については取り組んでいきたいと考えております。

◎問 これは、余りにも情報管理が悪すぎる。その業者と以前からお付き合いがあつて、いろんな贈答品をもらつたり接待も受けていたりすることが報道されている。そうしたら、この当該職員が調査に行く本人でなくても意識的に気を付けていれば、情報を簡単に仕入れることができ漏らすことにつながつていったと思うんです。

そういう状況をつくつてあること自体が、管理がずさんで

す。それは、しっかりと県土整備部を指導しないといけないと思ひますが、どうでしょうか。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 樫本委員から御指摘を頂いた点については、先ほど御答弁申し上げましたように現在、詳しい状況、事実確認を行つていく状況でございます。確認が終わりまして、不適切な点が当然あるかと思ひますので、そのあたりについては連携を図りながら、正してまいりたいと考えてございます。

◎問 そうしたら元に戻つて、この施工体制調査の日程を決めるのは、どういうプロセスで、誰が決めるのか。そして、調査に行く人は2人いるんですね。これは、同時に2人で調査に行くのか、1人で行くのか。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 施工体制調査の状況につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、県土整備部のほうで詳しく確認しております。

調査体制についても、人事課として現在、県土整備部から聞いておりますのは、調査員については、原則2名体制で行うという点については聞いておりますが、そのほかの詳しい状況については分かりかねる状況でございます。

◎問 県土整備部で代用するというような逃げ腰の話だ。これは県土整備部だけに任せておいてはいけません。きちんと監察局も人事課も強い関心を持って、公務員の倫理規定はきちんと守らせないとイケない。そうしないと、県民の県政に対する疑念というのは払拭されなれないと思ひますので、県土整備部としっかりと連携しながら、県土整備部を指導する立場の

ような感じで、守秘義務を守るようにやってもらわないといけないと思います。引き続き、県土整備部と十分に連携して事実確認の把握に努めていただきたいと、強く望むわけです。

次に、10年ほど前から、県の調査予定を漏れいしていた建設会社から、中元や歳暮を受けていたと。そして2005年頃から飲食の接待も受けたり、数万円から10万円程度の現金も受けていたということも報道がされているんですが、この事実関係は本人から聞き取りができていますか。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 中元や歳暮を受け取ったというふうな一連の報道に関して、内容について御質問いただいております。

これらの事案につきましては、当該職員から事情聴取をするというのは当然のことでありますけれども、それは裏付けを含めて事実確認を慎重に行うことがあるというふうに考えております。そうしたことから、様々な方策というのを現在検討している状況にございます。

県におきましては、警察や検察のように捜査権限がないという状況でございますが、事実確認を行う上で限界があるのかと考えておりますが、事実の把握に向けまして、できる限りのことをしていきたいと考えております。

◎問 そうしますと段々と事実確認が、11月14日の新聞報道ですから既に20日ぐらいになり、この事件で分かってきたのは、5月の国府の土地改良区の問題から端を発しているということです。相当時間がたっているから、うわさの中では出てきていたはずなんです。情報として、把握してなかったらおかしいと思うんです。それが余り進んでないのかと、ちよっ

とのん気であったのではないですか。そこらを心配します。それから、県土整備部と連携して事実確認を行っているところだということですが、事実確認ができたなら公表していただけですか。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 事実確認をした内容の公表について、御質問を頂いております。

公表につきましては、平成20年5月に不祥事再発防止策の一つとして改正をいたしました、知事部局に勤務する職員の懲戒処分等に関する公表基準におきまして、原則として、事案の概要、該当職員の所属する所属名、当該職員の職名、年齢及び性別、処分の内容、処分年月日につきまして、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利・利益を侵害するおそれがある場合等を除きまして、懲戒処分は全て公表することとしております。

こうしたことから本事案につきましても、懲戒処分を行った場合については、この基準に基づきまして、速やかに公表してまいりたいと考えております。

◎問 分かりました。懲戒処分になる場合は、速やかに公表すると。それで、懲戒処分に至らなかつたら公表をしないとということですか。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 懲戒処分がない場合の公表について、御質問を頂いております。

現在、事実確認中でありまして、その確認された内容にもよるところでございますが、人事課が事案を公表する場合の基準につきましては、先ほど申し上げました公表基準しかなという状況でございますので、この基準に基づきまして、

適切に対応してまいりたいと考えてございます。

●問 これは、県民の疑念を払拭するためにも厳正な対応をするとともに、公表は早くすべきだと思います。公表は、いつ頃できますか。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 公表の時期について、御質問を頂いております。

県民の疑念を払拭していくということで、県民への公表は可能な限り速やかに行うべきというふう到我々も考えております。

一方で、県職員であつても懲戒処分に対応する被疑行為の場合につきましては、事実確認を十分行った上で公表しなければ、個人の人権侵害の問題にもなりかねないというふうに考えているところもございます。

県には、捜査権がない中で事実確認をしている状況でございますが、捜査権のあります検察のほうは起訴、不起訴を決定するために、関係者の取調べでありますとか証拠品の搜索、差押え、その分析・検討など緻密な捜査を行っている状況でございますので、その判断を待つて厳正に対処していきたいと考えております。

●問 この事案は、収賄が5年ですから既に時効になっている部分もあるのですが、倫理違反というのが、ごく最近のことですからしっかりと公表すべきだと思います。なかなかこの事案は幅が広いですよ、やっていることが非常に厳しいと思います。

それから、11月28日に書類送検されて今、検察の段階でい

ろいろと警察が調べているだろうと思うのですが、もう相当時間がたっております。これは、こういうことが再発しないような方向性も考えていかななくてはならない。今どういう状況にあるんですか、今どの段階にあるのですか。

◎答弁 梅田経営戦略部次長 現在の状況ということで頂いております。先ほど委員からお話がありましたように、この事案につきましては、書類送検されているという状況でありますので、検察において捜査を進められているのではないかとこのように考えております。

一方、県におきましては、人事課それから県土整備部のほうで当該職員をはじめ、関係部署、関係者の事情聴取についても検討している状況でございます。

●問 この事案というのは、今まだ疑いの状況だとおっしゃりたいんだと思いますが、既にマスコミ各社が大きく取り上げて、県民の疑念は非常に深いものがあることは明らかでございます。

先ほど答弁でございましたが、県には捜査権がないというのには、よく分かっております。この疑念を速やかに払拭するためには、何よりも事実関係を早く把握して、処分を適正、適切にすべきであります。そうしないと、ますますこういうことは広がりつつある、職員に緊張感がなくなってくる、そのことを肝に据えて、早く県民に見える形で処理していただきたい。

そして次に向けて、いわゆる公務員の倫理条例をきちんと皆さんが守られて、県民から信頼される県職員であるべきで、そういう姿を取り戻していただかなくてはなりません。これ

は当然のこと、県民は皆さん方の職務を遂行するために、血税で県の事業は実施されているわけですから、そのところをよく見極めて心してやっていただきたい。

こういった問題に対して今までもたくさんの方の不祥事がありました。こういう事案について経営戦略部の部長として、今後こういうことが起こらないように決意を述べていただきたいと思えます。

◎答弁 吉田経営戦略部長 本件の発生を踏まえ、県民の皆様への信頼回復に向けてどのように取り組むのかというふうな御質問を頂きました。

今後、県民の皆様への疑念払拭のために、しっかりとかつ丁寧な事実確認を進めさせていただきまして、警察の判断、本人から聴取した内容等々を総合的に勘案した上で、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、先ほどの質疑の中で、情報管理の在り方について御指摘もございました。そういった情報管理の在り方も含めて、コンプライアンスの徹底を今一度しっかりと徹底すべく、本来に繰り返し繰り返しになりますけれども、コンプライアンスの確立に向けた取組を丁寧に取り組み、職員一人一人の意識改革を各部署としっかり連携しながら、どこの部署の仕事ということではなくて県庁全体として、緊張感を持って取り組んでまいりたいと思えます。

◎問 県民の疑念を速やかに払拭するためには、スピード感を持って、この問題の解決、公表、そして処理に努めていただきたい。



平成30年9月 教育勉強会 美馬教育長による講演「英語教育改革について」



平成30年11月 公共交通要望 四国の公共交通及び四国への新幹線導入に関する要望を行う (国土交通省、菊地技監)



(国土交通省鉄道局 寺田官房審議官)

代表質問（樫本 孝）（平成30年12月5日（水））

【冒頭】

皆さん、おはようございます。

徳島県議会・自由民主党の樫本孝でございます。

会派を代表して、質問の機会を与えて頂き、まずは会派の先輩、同僚議員の皆様に、心より感謝申し上げます。

また、本日は、「県議会・小学生・社会見学ツアー」で、美馬市の三島小学校の皆さんに来ていただいております。

少し難しい話もありますが、ぜひ、最後まで眠らずに、しっかりと聞いて下さい。

我が党は、県議会最大会派として、しっかりと県政のチェックを行うとともに、具体的な政策提言を行って参りますので、知事をはじめ、理事者の皆様には、県民の皆様が「わくわく」する力強い御答弁をよろしくお願いいたします。

知事の政治姿勢について

●問 それでは、まず最初に、「次期知事選挙に向けた決意」について、「徳島県議会・自由民主党」を代表してお伺い致します。

飯泉知事は、16年前に知事に就任されると、当時の混乱していた県政を直ちに收拾され、その後は、様々な課題に正面から立ち向かい、県内経済を支える「経済・雇用対策」や「県土強靱化の加速」など切れ目のない対策を次々と打ち出され、全力で取り組んでこられました。

一方、我々県議会としても、知事から提出される議案をただ審議するだけでなく、二元代表制の一翼を担う県議会として、政策立案能力の向上に努め、地域住民の課題解決に向け、様々な提案を知事に行うとともに、議員提案による条例制定も精力的に行ってきたところであります。

また、本年1月には、平成30年度予算編成にあたり、大規模災害を迎え撃つ県土強靱化が着実に推進できるよう、「公共事業予算・対前年度・100億円増」を知事に対し強く要望し、14か月予算として、128億円増となる「**県土強靱化加速化予算**」を実現させたところであります。

このように、県議会としても、持てる力を十二分に発揮し、県政発展のため全力を傾注してきたところであります。本県の取り巻く状況を見渡しても、残念ながら、まだまだ課題山積と言わざるを得ません。

他県より早く進行する「**少子高齢化**」や、「**人口減少**」の克服はもろんでありますが、「**南海トラフ巨大地震**」や「**中央構造線活断層地震**」をはじめ、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命財産を守るため、これまでも増して、「**県土強靱化の実現**」が重要であります。

また、経済に目を向けると、「**TPP11**」や「**HEU-EPA**」発効により、影響が想定される本県農林水産業への対応をはじめ、来年10月の「**消費税率の引き上げ**」に伴う景気の腰折れ等への対応や、いよいよ来年度、正念場を迎える「**消費者庁等の徳島移転**」への対応など、喫緊に解決すべき課題が山積しております。

さらには、前回の参議院選挙において、憲政史上初の「**合区**」による選挙が実施され、対象となる本県や高知県では、投票

率が過去最低を更新し、鳥取県では、唯一自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化しております。

県議会としては、関係方面に対し、「合区解消を求める意見書」を提出するとともに、知事におかれましても、全国知事会「総合戦略・政権評価・特別委員会委員長」として東奔西走していただき、次回の参議院選挙では、緊急避難措置が講じられたものの、参議院の合区問題は、投票率は基より、さらに政治への関心を低下させることとなり、必ずや抜本的解決を図るべき、極めて重要な課題であります。

平成の世が終わり、新たな時代の幕開けとなる記念すべき年に、こうした様々な課題に立ち向かい、県民に夢と希望を与え、そして徳島県の将来を安心して託すことのできるリーダーを、県民は求めております。

飯泉知事となれば「5期目」ということで、長すぎるのではないかという声がない訳ではありません。

しかしながら、県政に空白期間を生じさせることがあってはならないし、一歩たりとも立ち止まることは出来ません。

また、次の4年間の県政運営を、引き続き、飯泉知事に託したいとの声は、県内各界各層から多く聞かれます。

我々としても、言論の府である議会において、論戦を繰り広げる相手として、飯泉知事は、まさに「相手にとって不足なし」といったところであります。

飯泉知事には、「初当選時の初心を忘れず、徳島のため挑戦を続けたい」という熱い思いがあるのかどうか。

今こそ、「次期知事選に向けた決意」を語っていただきたいと思っております。

◎答弁 飯泉嘉門知事 ただいま榎本議員から徳島県議会自由民主党を代表して次期知事選に向けた決意につきまして御質問をいただきましたところであります。

今、我が国では国難とも呼ばれる課題が二つ、災害列島への対応と人口減少の中、いかに地方へ新たな人の流れをつくり出すかであります。

徳島県は、かつて大きな負の遺産、長らく県民意見を二分してまいりました吉野川第十堰可動堰問題を抱え、あらゆる治水対策がストップしておりました。そこで、流域の皆様方から御意見を伺い、まずは可動堰以外のあらゆる方法から検討することを国に提言し、一定の解決を図り、吉野川新時代の幕あけを迎え、治水対策を推進することができるようになりました。

そして、今日では、早明浦ダム再生を契機に、県議会の皆様方とともに、治水の上に利水が成り立つとの考えのもと、国に対し繰り返し政策提言を行った結果、平成29年度に吉野川河川整備計画が変更され、無堤地区解消に向け10年以内の全箇所の手、早期米に対応した春水確保や麻名用水の安定取水など、長年の懸案解消に向け、治水対策のみならず利水対策の取り組みもスタートしたところであります。

そもそも治水・利水対策の具現化には莫大な事業費が必要となり、従来の考え方の一大転換が不可欠でありました。

そこで、災害復旧ありきではなく、災害予防を推進すべきと全国知事会を通じて国へ提言した結果、事前防災事業が創設され、長年にわたり流域に洪水をもたらした県内最大の内水飯尾川につきましましては、加減堰の撤去の条件とされた四国最大級のポンプを有する角ノ瀬排水機場が整備され、その右

岸の撤去を実現いたしました。

さらには、洪水と濁水を繰り返してきた那賀川につきましても、本県からの政策提言により県営で整備した長安口ダムの国直轄化が実現し、国が事業主体となるダム再生事業がスタートし、平成31年春には、洪水調整能力を格段に高める新たな放流ゲートの運用が開始されるとともに、将来にわたる貯水池機能の安全、安定維持に資する長期堆砂対策もスタートし、全国のモデルとなる治水・利水機能が飛躍的に向上することとなります。

加えて、平時はもとより災害対応として不可欠なのは医療、救護体制の整備であります。しかし、知事就任前の徳島県は県民医療最後のとりでであるべき県立病院が耐震化も図れず、100億円もの累積赤字を抱え、改革なくして改築なし、厳しく批判されておりました。

そこで、これまでの体制を根本から改革し、公営企業法の全部適用を初めとする病院改革、新たに創設された国の耐震化補助金の効果的な活用を通じ、課題解決を図ってまいりました。その結果、県立中央病院につきましては、隣接は無駄と指摘されてきた徳島大学病院と、両病院の整備を機に、総合メディカルゾーンとして一体化し、全国にも例のない約1200床を有する高度急性期を初め高度医療の拠点メディカルストリートの設置を初め患者目線での整備を進めております。また、県立三好病院につきましては、四国中央のフルセットでのがん治療体制の整備や免震構造での開院。県立海部病院については南海トラフ巨大地震を迎え撃つ県南部の先端医療拠点となる全国初の高台移転、医師不足による医療崩壊が課題となる中、町立病院との連携による海部・那賀モデ

ルの構築を実現してまいりました。

次に、人口減少の中、地方への新たな人の流れをつくるためには、大胆な価値観の転換、いわゆるパラダイムシフトが不可欠であります。そこで、中央省庁は東京という常識を徳島から変えるとの強い気概で、県議会を初め多くの皆様方の御協力をいただき、消費者庁の新たな政策創造の場、消費者行政新未来創造オフィスが県庁内に開設されたところであります。

そして、成年年齢の引き下げへの対応、SDGsに代表されるエシカル消費の推進など、全国のモデルが次々と生み出され、9月1日、御視察をいただいた安倍総理から、徳島で大いに成果を上げてほしいとの今後への強い期待が示されたところであります。

さて、今後を展望してみますと、来年のラグビーワールドカップを皮切りに3年連続となる国際スポーツ大会の開催、前回の大阪万博とは異なり、関西広域連合の一員としてともに推進する立場となった2025年大阪・関西万博の開催決定、一方で世界中がしのぎを削るIoT、ビッグデータ、AIなど、第四次産業革命が織りなすソサイエティ5.0への対応、世界中での自国ファーストの広がりや経済圏の拡大に向けた大競争など、期待と不安が入りまじった未知の世界が広がっております。

そこで、これまで培ってまいりました一歩先の未来の具現化を礎として、徳島県が県民を初め国民の皆様にもたらす未知の世界への羅針盤となるべく、ここに次期徳島県知事選挙に出馬することを表明させていただきます。

まさに、知事選に初めて挑戦するとの気概を持ってチャレ

ンジャーとして戦い抜いてまいる決意でありますので、県議会議員の皆様方を初め県民の皆様方の今後一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます次第であります。

景気対策を重視した「来年度予算編成」について

次に、この度の補正予算においては、切れ目のない「15か月型・県土強靱化予算」の「第一弾」として、

- ・「安全・安心対策の推進」
- ・「経済・雇用対策の推進」
- ・「大胆素敵とくしまの実現」

の3つの柱を掲げた編成となっており、その柱に沿って質問を進めて参ります。

◎問 まず、景気対策を重視した、「来年度に向けての予算編成」について、質問を致します。

9月定例会で、我が会派、岡本県議の代表質問において、飯泉知事から、

・来年度の骨格予算においては、「県土強靱化」や「事前復興」に関する事業について、計上を進めること

・「今後の補正予算」と「来年度骨格予算」とを一体的に捉え、「予算編成」を進めることが表明されたところ、

今定例会に提案された、総額35億円に及ぶ「11月補正予算案」は、知事の表明どおり、その「一体的予算」、いわゆる「15か月型予算」の「第一弾」であり、まずもって、評価したいと思えます。

しかしながら、我が国の経済状況は、決して楽観視できる

状況ではなく、先月14日に、内閣府が発表した「2018年7～9月期」における「実質GDP速報値」は、前期比0.3%減、年率換算では1.2%減と、「景気の減速感」が表面化しております。

その要因としては、今年相次いだ「自然災害」による、「個人消費の低下」や、「観光業の低迷」が挙げられるところであり、来年10月には「消費税の増税」も予定されていることから、景気後退に、国も「強い危機感」を募らせております。国においては、打開策として、安倍総理のリーダーシップにより、「第2次補正予算」の編成が先月20日に始まっております。

景気対策で重要なことは、やはり、「スピードとクオリティ」、つまり「速さと質」であり、本県においても、国の「第2次補正」や「当初予算」に、「速さと質」の2本立てで、そして「情熱」も併せて、しっかりと連動していくことが不可欠です。

そこで、知事にお伺い致します。

景気対策や地方創生をも重視し、成果志向に立って、「今後の補正予算」や「来年度骨格予算」を編成されると期待しております。「知事の決意」をお聞かせください。

◎答弁 飯泉嘉門知事 景気対策を重視した「来年度予算編成」についてのご質問でございますが、知事就任以来、予算編成に当たりましては、常に、「県民目線」と「現場主義」に立ち、スピード感を持って課題解決を図り、その成果を一刻も早く県民の皆様にご実感していただきたい、という強い気概のもと、県を挙げて、鋭意取り組んで参りました。

とりわけ、今定例会に提出致しております「11月補正予算

案」につきましては、9月定例会における熱心なご論議を踏まえ、相次ぐ災害に即応し、「県民の命と暮らしを何として守る」ため、「補正予算」と「来年度骨格予算」とを一体的に捉えた「15か月型・県土強靱化予算」の「第1弾」として、編成したところです。

時間同じくして、先月8日には、大詰めを迎えた「国の予算編成時期」を的確に捉え、「国土強靱化の加速」及び「地方創生の成果実感」を柱とする「徳島発の政策提言」を政府与党に対し、展開して参りました。

年末の「国予算案」決定に向け、引き続き、「消費税の増税対策」を含めて、最新動向の把握に努め、まずは、提言の成果を、来たる「県2月補正予算」において、「15か月型・県土強靱化予算」の「第2弾」として、迅速に反映して参ります。

また、「来年度の当初予算編成」におきましても、議員ご提案のとおり、昨今、「景気の減速化」が懸念されることから、「骨格予算」であっても、「景気対策」に十分配慮することが、不可欠であると認識しております。

そこで、例えば、

・農林水産業や中小企業における、今月30日に発効する「TPP11」への迅速な対応

・今や本県が、全国モデルの「創造と先導の役割」を担う「消費者行政・消費者教育」の強力な推進

・「全国7カ所の一つ」として採択された「地方大学・地域産業創生事業」による「光関連産業」の振興など、「地域経済の活性化」や「とくしま回帰」に直結する施策については、「骨格予算」に積極的に計上し、年度当初から、切

れ目なく実施できるように致して参ります。

今後とも、「県土強靱化」はもとより、「景気対策」や「地方創生」にも創意工夫を重ね、これまで以上に「成果重視」の「補正予算」及び「来年度骨格予算」を編成するべく全力を傾注して参ります。

消費者行政について

◎問 次に、「安全・安心対策の推進」についてお聞きします。まず、「消費者庁等の徳島移転」についてでございます。

昨年7月、消費者庁等の「消費者行政・新未来創造オフィス」が県庁10階に開設されて、1年4か月が過ぎました。

先の9月定例会で、県は、消費者庁等の「徳島への全面移転」に向け、「実証フィールドを提供している当事者」として、「消費生活審議会からの答申」などの県民の声を踏まえ、評価を取りまとめ、県内外にアピールしていく、との答弁がありました。

その後、審議会の答申によりますと、消費者庁等と連携して実施している「高校での消費者教育の実施」や「エシカル消費の普及」等の、様々なプロジェクトが、県民にとって意義のある取り組みであり、十分な成果が挙げられている」と評価されたと伺っております。

特に、高校生の「フェア・トレード」の取り組みでは、消費者支援功労者「総理大臣表彰」を受賞し、また、安倍総理来県の折にも、「成果・果実を全国展開する非常にいい流れができた」との、高い評価をいただいています。

そもそも、消費者庁等の移転については、過度な東京一極集中を是正し、地方への新たな人の流れをつくり出すための

突破口として、国を挙げて取り組み、本県では、議会と県がともに力を合わせ、県を挙げた取り組みを進めているところであります。

このような中、国は、「平成31年度を目途に、消費者庁等の移転についての結論を得る」とし、今まさに、このための準備を進めております。

これらの経費が盛り込まれる来年度の概算要求の時期を勘案すると、もう時間はありません。

先日、消費者行政担当大臣を務められた、山口俊一県連会長からも、消費者庁等の徳島移転に向けた議論の最終時期を示唆する発言もあつたところです。

消費者庁等の移転の方針決定については、国が行うことでもあります。

そこで県は、「消費者庁等の徳島移転」を確かなものとするため、これまでオフィス等と連携して得た取り組みの成果について、まさに正念場となる今、しっかりと国に伝えるべきと考えます。

また、先日、「大阪万博」の開催決定の発表がありました。関西広域連合の一員として協力してきた本県にとっても、大変喜ばしいニュースです。

この大阪万博を絶好の機会と捉え、本県での先進的な取り組みを世界にアピールしていくべきではないでしょうか。

これは、「消費者庁等の徳島への本格移転」にも、つながっていくと考えます。

県は、こうした県民の声を踏まえ、これまでの取り組みをどのように評価し、今後、これを全面移転に向けて、どのようにつなげていくのか。

また、本県の強みである「エシカル消費」などの消費者行政の取り組みをさらに進化させ、2025年に開催される大阪万博を契機に、世界に向けて発信していくべきと思えますが御所見を伺います。

◎答弁 飯泉嘉門知事 「消費者行政・消費者教育」について、いくつか、ご質問をいただいております。

まず、「これまでの取り組みの評価を消費者庁等の全面移転にどのようにつなげるのか」とのご質問でございますが、本県では、昨年7月に開設された、消費者庁・国民生活センターの「消費者行政・新未来創造オフィス」と連携し、

・「若年者向け」消費者教育の推進

・高齢者等の見守りネットワークの構築

・エシカル消費の普及

など、10を超えるプロジェクトに取り組み、「全国モデルとなる成果」を創出して参りました。

さらに、四国・中国・関西においても、プロジェクトに取り組み自治体が増加するなど、「共感の輪」が広がっております。

そこで、これらの成果を、「消費者庁等の全面移転」につなげるため、

・消費生活審議会・委員からの意見聴取

・「市町村」や「イベント参加者」へのアンケート

・県政eーモニター調査

など、県民の皆様の「声」をお聞きし、取り組みの「意義」や「効果」について、評価・検証したところであります。

その結果、

・オフィスと連携した取り組みが、本県の消費者行政の発展

につながる

・消費者庁等の全面移転を望む

とのご意見が、およそ「8割」の方々から寄せられました。

また、先月30日には、「消費生活審議会」から、「新次元の消費者行政・消費者教育の取り組みは、本県のみならず、全国にとっても『大きな意義』があり、『消費者庁等の全面移転』を実現し、施策の一層の進展を期待する。」との答申をいただき、私自身、県民の皆様の、

・消費者行政の「進化」に対する確かな評価と

・消費者庁等の「徳島移転」に対する熱い思いを改めて認識したところであります。

国は、平成31年度を目途に、「徳島移転の可否」について、結論を得るとしております。

県としては、「中央省庁は東京にあるもの」という、かつての常識を「徳島が率先して変えていく」との強い気概を持ち、時機を逸することなく、県民の思いを、しっかりと国に申し入れ、「消費者庁等の徳島移転」の実現に結び付けて参ります。

次に、「エシカル消費の取り組みの世界発信」についての、ご質問でございますが、

本年6月、「福井照・前消費者担当大臣」から、来年度、開催の「G20」関連イベントである「消費者サミット」において、「内閣総理大臣表彰」を受賞した「徳島商業高校」の取り組みを、世界に向けて発表するよう、要請を受けております。

さらに、2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」や、2025年の「大阪・関西万博」は、目的の一つと

して「SDGsへの貢献」を掲げており、これは、本県の「持続可能な社会の形成」を目指した「エシカル消費」の考えと、合致するものであります。

県としては、これを千載一遇のチャンスと捉え、本県の「エシカル消費」の取り組みを、我が国の代表事例として、世界にアピールして参ります。

今後とも、消費者庁等の「徳島への全面移転」の実現に向け、全力で取り組んで参りますので、県議会をはじめ、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

地域医療体制の確保について

◎問 次に、「地域医療体制の確保」についてお伺いします。聞くとところによると、直近の「人口10万人あたりの医師数」という統計において、本県は全国第一位、即ち、最も医師の多い県となっております。

しかしながら、その実態は、徳島市を中心とする東部圏域に医師が集中し、西部や南部の三好、海部両県立病院や、山間部の過疎診療所が不足する「地域偏在」、また産婦人科、小児科、外科などが不足している「診療科偏在」という、まことに不十分な状況と聞いております。

このため、県においては、

・「地域枠」奨学金の活用や、

・「寄附講座」の設置など、

不足する地域、診療科への医師確保策を進めております。

しかし、「医師会」関係者から、県内の開業医の間でも、自身の高齢化に加え、都会の病院に勤めている子供が後を継いでくれないなど、悩みを抱えているとのことであり、また、

県内の診療所の数も、ここ10年間、減少を続けているとともに、診療所医師の「高齢化」に「後継者問題」が加わり、今後の地域の身近な診療機能の確保について深刻な問題になりつつあると聞いております。

開業医の職場環境の改善、即ち「働き方改革」や「事業承継」といった点への取り組みも必要ではないでしょうか。

各地域の「診療所」は、外来診療はもとより、学校保健や介護認定などを通じて、地域住民の安全・安心に深く関与するとともに、言うまでもなく、「医療、介護、生活支援」が連携して、地域完結型の医療を目指す「地域包括ケア体制」を構築する上で、それぞれの連携体制の中心となるべき、非常に重要な存在であります。

とりわけ、2025年度を目標とする「地域医療構想」を実現していく上では、「在宅医療」の充実が必要不可欠であります。そのためには、各地域の診療所の一層の活躍が求められます。

県は、本県の診療所の現状や今後の見通しについて、どの様に認識し、地域包括ケアシステムの構築に向けた診療所機能の発揮に、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

答弁を伺った上で、質問を続けます。

◎答弁 飯泉嘉門知事 「本県の診療所の現状や今後の見通しと、『地域包括ケアシステム』の構築に向けた診療所機能の発揮にどのように取り組んでいくのか」とのご質問でございますが、

本県の「医科診療所」の数は、厚生労働省の「医療施設調査」によると、平成28年10月時点で「746機関」であり、人口

10万人当たりでは、「全国第4位」と上位に位置しております。その一方で、平成18年と比べ、「45機関」減少するとともに、勤務する医師の6割近くは「60歳以上」と、高齢化が顕著に進んでおり、この傾向は今後も続くことが、懸念されております。

こうした中、本県が構築を進めている、「地域包括ケアシステム」においては、地域に密着した「診療所」の果たす役割が、極めて重要であると考えております。

このため、県におきましては、「診療所」の「在宅医療機能」を推進するため、

- ・「訪問看護支援センター」を核とした24時間365日サービスが提供できる「体制整備」
- ・在宅医療・介護の「チームリーダー」となる、幅広い知識を有する「かかりつけ医の養成」

などに積極的に取り組んでいるところであります。

また、今後の開業医の「働き方改革」や「事業承継」の課題に対しては、

- ・「医業経営」や「労務管理」など、多様なアドバイザー派遣による「勤務環境改善」
- ・「県ドクターバンク事業」のマッチング機能の充実・強化による「医師の確保」

などの支援に取り組んで参ります。

さらに、

- ・事務作業を補助する「メディカル・クラーク」の導入支援による「医師の負担軽減」
- ・地域の「診療所」を支える「在宅療養支援診療所」の「連携機能の強化策」

・後継者問題を抱える「診療所」を支援する「事業承継バンク」など、「働き方改革の推進」や「円滑な事業承継」に向けた、実効性のある取り組みを検討して参りたいと考えております。

今後とも、県医師会をはじめ、関係機関と緊密に連携し、「診療所機能」が十分に発揮されることにより、地域の方々が、住み慣れた地域で、安心して生活できる、「地域包括ケアシステム」の構築」に向け、全力で取り組んで参ります。

外国人材の活用について

◎問 まず、「外国人材の活用」について伺います。

日本は世界に先駆けて、本格的な人口減少社会に突入し、生産を担う世代の人口は減少の一途をたどっており、すでに多くの業種が深刻な人手不足に直面しています。

これは県内でも同様であります。私は、商工会議所の仕事にも携わっていますが、中小企業の人手不足には非常に危機感を持っています。

こうした中で、今、地域の中小企業や、農業や漁業などの一次産業の支え手になっているのが外国人です。

我が国の外国人労働者数は、過去10年間で2.5倍以上増加し、昨年は過去最大の120万人を超える状況になっております。

もはや、外国人労働者なしに成り立たない状況が生まれつつあり、人口減少の克服を目指す「地方創生」においても、外国人材の活用は重要な鍵となると考えております。

国は、今年度の骨太の方針において、新たな在留資格の創設を柱とする外国人材の受入拡大方針を打ち出しており、現

在開会中の臨時国会において、出入国管理法などの改正案が審議されております。

就労の門戸拡大と合わせ、魅力ある就労機会の提供、働きやすい環境整備、さらに地域社会の一員としての共生支援も欠かせません。

グローバルな人材争奪戦は今後ますます激しくなります。人手不足はもとより、これからの地域間競争に打ち克つためにも、徳島県には、外国人の受け入れに関し、他県に先んじて、「外国人にやさしい県」を目指していただきたい。

そのためには、外国人に対する

・県内留学の働きかけから、

・県内での就職・就業のマッチング、

・生活面のサポートまで、

総合的に展開していく必要があります。

そこで、今後の人口減少・労働力不足を見据え、県として、外国人材の受入体制の整備・充実にどのように取り組んでいくのか、ご所見をお伺いします。

◎答弁 飯泉嘉門知事 「外国人材の受入れ体制の整備・充実」についてのご質問でございますが、我が国における外国人労働者数は、昨年度、過去最多の128万人となり、日本で働く労働者の、実に「50人に1人」が外国人となっております。

その背景には、少子高齢化による「生産年齢人口の減少」に加え、

・国内景気を反映した「深刻な人手不足」

・経済のグローバル化に伴う「外国人材への関心の高まり」があり、国が、産業界の要請を受け、「外国人材の受入れ

拡大」を打ち出す中、去る8月には、全国知事会として、「受入れ業種の拡大」や「働きやすい環境の整備」をいち早く提言したところであります。

国においては、こうした「地方の声」も受け止め、「新たな留資格の創設」をはじめ、具体的な制度が検討されておりますが、「多様な外国人材」を県内に呼び込むためには、魅力的な「就学・就労機会」の創出とともに、地域の方々との「良好な関係づくり」など

「新たな地域の一員」として迎え入れるための「きめ細やかな支援体制」を整えていく必要があります。

そこで、まず、留学生の「受入れ拡大や県内定着」を図るため、県内大学と連携し、

・独立行政法人「日本学生支援機構」が実施する「日本留学フェア」での発信強化

・そのフォローアップを目的とした「留学生向け・オープンキャンパス」の開催による体感・体験の機会提供

・住宅確保をはじめとする「留学中の生活」や「卒業後の県内就職」を支援する相談体制の整備

など、「入学から就職」に至るまでの「一体的な支援体制」を新たに構築して参ります。

また、「県内在留・外国人の就労支援」として、就労に必要な能力の取得・向上を図るための「各種講座」の開催や、県内企業での「インターンシップ」の実施

・「実践的な技能取得」に向けたテクノスクールにおける職業訓練の展開

・「インバウンド誘致」をはじめ、地方創生を担う「地域おこし協力隊」への外国人材の活用

などの取り組みを充実・強化し、より多くの「活躍の場」を創出して参ります。

さらに、「外国人が暮らしやすい地域づくり」に向け、

・市町村や関係団体と連携した、外国人支援に携わる「人材団体の育成」や「ネットワークの構築」

・地域の「伝統的なイベント」や「大規模災害を見据えた災害訓練」への参加促進

などの取り組みについても、積極的に推進いたします。

今後とも、世界中から「人財」が集い、いきいきと活躍できる環境を、徳島が率先して創り上げ、「言葉や文化の壁」を越え、共に地域を支えていく新時代の共生社会「ダイバーステイ徳島」の実現につなげて参ります。

地方大学・地域産業創生事業について

●問 次に、地方創生の大きな柱である「しごとづくり」に関して、お伺いをいたします。

今議会には、県、徳島大学、事業者などが連携して取り組む「光関連産業の振興」を支援する予算案として、「地方大学・地域産業創生事業」6億2千400万円が計上されております。

全国レベルでの厳しい競争を経て勝ち取った国の交付金を活用し、本県の強みである「LED」をテーマに据え、新しい光源の開発、いわゆる「次世代LED」を徳島から生みだそう、そうしてこれを製品化していこう、という非常に気宇壮大な構想で、ぜひ、成功させていたいただきたいと非常に大きな期待を寄せています。

そもそも、我々の故郷とくしまは、世界に冠たるLED企

業発祥の地であり、LEDに関する研究で「ノーベル物理学賞」の受賞者を輩出した、いわば「光・創造の地」であります。

日本の、さらには、外国人留学生の受入拡大を図るなど、世界の若者に、「光・創造の地」徳島を大いにアピールし、次世代を拓く光産業に国内外から若者を呼び込むことが、まさに、徳島ならではの地方創生、と考えます。

今回、5年間にわたり、国の交付金活用が認められたということであり、これまでの「LEDバレイ構想」で培ってきた産業集積基盤のもと、産学金官の連携をより一層深め、「次世代の光」を生み出すという非常に期待できる事業計画になっております。

「二十一世紀の光源」と言われる現在のLEDに「次世代の光」が加わり、その先進技術が、徳島の様々な産業分野で応用、活用されることで、若者に魅力のある雇用の場が拡大する将来像を、しっかりと、現実のものにしていきたいと思っております。

さらに申しますと、この事業の元となっている法律では、知事のリーダーシップが強く求められている、と伺っております。

そこで、お伺いを致しますが、今回、国の事業採択を受けた「地方大学・地域産業創生事業」により、新たな光源開発を含む光関連産業の振興、ひいては、若者の雇用の場の創出・拡大にどのように結びつけていくのか、知事の意気込みの程をお聞かせください。

◎答弁 飯泉嘉門知事 「光関連産業の振興」と「若者雇用の場の創出・拡大」についてのご質問でございますが、我が国では、「人口減少」と「東京一極集中」により、特に、地

方では、進学や就職を機に「若者」が都市部に流出し、県内産業界においても、人材不足が深刻化するなど、「地域社会の活力」が失われつつあり、地方創生の取り組みは「正念場」を迎えております。

本県では、「若者の流出」に、何としても「歯止めをかける」との強い決意で、本年6月に施行されたいわゆる「地方大学・産業創生法」に呼応し、先の議会に「県独自事業」を計上、さらに、同法に基づく「国交付金事業の採択」を受け、今議会に、徳島の強み「光」を軸とした先進的な「人材育成」や「産業振興」に係る予算案を、提出いたしております。

具体的には、徳島大学はじめ県内高等教育機関と、「LEDバレイ構想」の集積企業が強気に連携し、今後、市場拡大が期待される「LD（半導体レーザー）」を活用した新分野の光応用製品の開発をはじめ、「深紫外」、「赤外光コム」などの「新たな光源」や、応用製品の開発・社会実装に、「産学金官一体」となって取り組み、「未来を照らす光」を創造して参ります。

これら「次世代の光」を活用し、

- ・ガンの新たな「内視鏡診断・治療法の開発」
- ・物質透過の特性を活かした「老朽インフラの検査」
- など、「QOL（生活の質）の向上」に大きく貢献する、幅広い産業分野での技術革新が期待されるところであり、「徳島ならではのコア技術」として確立することにより、本県産業への求心力を高め、「次世代・光関連産業」の創出を目指して参ります。

さらに、こうした「産業への広がり」を担う高度な「スキルや知識」を習得した専門人材を育成するため、徳島大学は

じめ県内高等教育機関において

・企業が求める即戦力人材を育成するリカレント教育

・理工系と医療系学生が双方の専門領域を学ぶ「医光融合プロフェッショナル人材」の育成

などに、取り組むこととしております。

産学官の緊密な連携のもとこうした取り組みを、戦略的に展開することにより、「光産業を仕事にするなら徳島！」と、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、「次世代の光」が築く「徳島ならではの」地方創生の実現に、全力で取り組んで参ります。

地域経済活性化に資する自然エネルギーの導入推進について

◎問 次に、「自然エネルギーの導入推進」について私の視点からでございます。

国際社会では、パリ協定の発効を受け、自然エネルギーを中心とした、「ビジネスにおける、脱・炭素化」の動きが加速しております。

また、自然エネルギー設置コストの低減化も急速に進んでおり、「事業用・太陽光発電」では、化石燃料と経済性で渡り合える（商売になる）状況になりつつあります。

一方、我が国におけるエネルギーの供給は、依然として、化石燃料によるところが大きく、「財務省貿易統計」により、電力をはじめとするエネルギー調達のために支払う「燃料」等の代金は、平成29年度で「16兆円」余りにのぼっております。

ここで、地方に目を転じますと、人口減少傾向にあっても、

地域経済を活性化させていく新たな方策が求められており、「自然エネルギーの積極的導入による地域経済の活性化」こそが、その解決策の一つであると考えております。

地球温暖化対策として、化石燃料によるエネルギー調達を自然エネルギーに置き換えていくことが最も効果的な手段であることは今さら言うまでもありません。

自然エネルギーのポテンシャルが高い本県において、これを実現していくことにより、これまで燃料代金として国外に流出していた資金を県内に留め、循環させることにより、地域経済を活性化することができまます。

本県においては、水資源や森林資源が豊富であり、「水力」や「木質バイオマス発電」のポテンシャルは高く、例えば、地元の木材を活用したバイオマス発電は、

・貿易収支の改善をはじめ、

・CO2の削減

・林業振興

・新たな雇用の確保

・設備投資による経済の活性化

と、まさに「一石六鳥」、またそれ以上の効果を生み出します。

徳島県では、これまで、「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」に基づき、自然エネルギーの導入を積極的に進めてきました。

また、「推進戦略」の改定においても、高い目標の設定を検討していると聞いております。

喫緊の課題である「地球温暖化対策」と、県内での資金循環による「本県経済の活性化」を両立させる形で早急に進め

ていくために、徳島県が、確固たる決意のもと、具体的な目標や施策の方向性を示し、今こそ自然エネルギーの導入推進を加速していくべきと考えるが、所見をお伺いします。

◎答弁 飯泉嘉門知事 「地域経済活性化にも資する自然エネルギー導入の取り組みを更に加速すべき」とのご質問でございますが、

① 本年4月に策定された、国の「第5次・環境基本計画」においては、「SDGs・持続可能な開発目標」の考え方に沿って、脱炭素化に向けた取り組みによる「環境・経済・社会の諸課題の同時解決」が重要なテーマとして掲げられております。

② 全国に先駆け、「脱炭素社会の実現に向けた」気候変動対策推進条例を制定した本県では、「自然エネルギー立県」とくしま推進戦略を策定し、太陽光や水力など、豊富な自然エネルギーの活用に、鋭意、取り組んできた結果、「自然エネルギー・電力自給率」が、2016年度において、「25.7%」と、国の「2030年度の目標値」を既に上回っております。

③ また、企業活動においては、「事業活動の全て」を自然エネルギーで賄う「RE100」の取り組み

・「脱炭素への取り組み」を考慮した「ESG投資」などを背景に、自然エネルギーの導入が急速に拡大しており、地方にとっては、経済の活性化に繋げる大きなチャンスであると認識しております。

④ そこで、来年7月に向け、策定を進めている「次期・推進戦略」では、「2030年度の自然エネルギー・電力自

給率50%」を目指す、「野心的な目標」を掲げ、

・「環境」と「ビジネス」の両立に取り組む地元中小企業の支援やビジネスチャンスの創出

・営農と太陽光発電を同時に行う「ソーラーシェアリング」をはじめとした一次産業への積極的展開

など、自然エネルギーが豊富な本県の強みを最大限に生かした、意欲的な施策を掲げて参ります。

⑤ このため、「次期・推進戦略」の目標達成に向け、「金融部門」も加えた、産学金官の連携による新たな「地域経済活性化の推進体制」を構築し、地元企業による自然エネルギー関連事業の「新規立ち上げ」をはじめ「地域に投資を呼び込む」施策を強力に展開し、本県の経済活性化に、しっかりと繋げて参ります。

⑥ 今後とも、34道府県、約200の企業で構成する「自然エネルギー協議会」の会長県として、地方創生実現の「起爆剤」となる自然エネルギーの導入を強力に推進し、「地域経済の活性化」や「脱炭素社会の実現」に繋がる先駆的な取り組みにより、全国をリードして参ります。

これからの時代に相応しい文化財行政について

●問 次に、「大胆素敵徳島の実現」について、「文化財行政の在り方」に関して質問いたします。

今議会には、「県指定・有形文化財」で、現在は観光・体験施設として活用される江戸後期の藍屋敷「奥村家住宅」の保存修理を支援し、「阿波藍」の魅力発信拠点として、その活用を促進する補正予算案が提出されております。

文化財の活用という視点で世界を見れば、有名なフランス

「モン・サン・ミッシェル」、ドイツの古城「ヴァルトブルク城」といった世界遺産に、誰もが実際に宿泊することができ、世界中の観光客を魅了しております。

国内でも、世界遺産「二条城」で「ミシュランガイド」の出版記念パーティーが開催されるなど、「文化財」を保存するだけでなく、観光振興や地域活性化に生かしつつ、次世代へ継承する取り組みへと変貌しており、まさに、今、文化政策は、歴史的な転換期を迎えております。

本県でも、「四国八十八箇所霊場と遍路道」や「鳴門の渦潮」にまつわる「鳴門の文化」について、「世界遺産登録」を目指す取り組みも進められております。

今後、「重要文化財」をはじめ、「史跡・名勝」、「天然記念物」など、県内に存在する数々の「有形・無形の文化財」を、まずは保存・継承した上で、「観光振興」や「地域活性化」に生かしていく取り組みは、一段と重要性を増していくのではないかと思います。

そのためには、教育委員会が所管する「文化財行政」について、知事のリーダーシップを発揮し、関係する様々な分野と総合的・一体的に進める必要があると考えるが、所見をお伺いします。

◎答弁 飯泉嘉門知事 「文化財行政について、総合的・一体的に進める必要があるのではないか」とのご質問でございますが、

① 「文化財」は、長い歴史を通じて、受け継がれてきた「地域の宝」であり、その魅力を、国内外に発信し、新たな「価値」の創出を図ることは、大変重要であると認識しております。

② 日本で唯一、「観光圏」、「食と農の景勝地」、「世界農業遺産」の「トリプル認定地」となった「にし阿波地域」では、日本の原風景である山村景観や、地域の伝統を、大切に守り続けるとともに、「重要伝統的建造物群・保存地区」の「落合集落」では、多くの古民家を宿泊施設に改修するなど、観光誘客、特に、インバウンドの増加に繋がっております。

③ また、本年度、「国史跡・太龍寺道」の修繕費用を「クラウド・ファンディング」で募集したところであり、「世界遺産登録への挑戦」をはじめ、「四国遍路道」の歴史的価値について、幅広い世代の方々に関心を持っていただけるよう、新たな取り組みも進めております。

④ さらに、「東京オリンピック・パラリンピック」の公式エンブレムに「ジャパンブルー」が採用され、「藍」への関心が一層高まる中、議員お話ししの「奥村家住宅」について、保存・修理を支援するための「補正予算案」を、今議会に提出させていただいております。

⑤ 「文化の祭典」でもある「東京オリ・パラ」まで2年を切り、世界中から日本に注目が集まる今、本県が持つ「有形・無形の文化財」の魅力を更なる「観光振興」や「地域活性化」へと活かす絶好の機会を迎えております。

⑥ このため、「地方分権改革に関する提案募集」により、教育委員会が所管する「文化財保護行政」について、既存の枠組みにとらわれず、機動的な対応が可能となるよう、国に対し提案を行った結果、今年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方自治体の判断により、知事が担当できることとなりました。

⑦ 今後、文化財の「保護・保全」はもとより、「観光振興」をはじめとする幅広い観点から、貴重な「地域資源」としての魅力に、一層の磨きをかけ、次世代に誇れる「文化レガシー」の創出、ひいては、「地方創生」の実感・加速を、県を挙げ、一体的かつ強力に推進するため、「文化財保護業務」の知事部局への移管に向け、鋭意、検討を進めて参ります。

吉野川の川づくりについて

●問 最後に、「吉野川の水」について質問いたします。

皆さんご存じのとおり、豊かで清らかな「吉野川の流れ」は、良好な自然や環境、農業や工業といった産業の発展、さらに昨年の「ラフティング」、今年の「ウエイクボード」世界選手権と「ウォータースポーツの聖地」としても名を馳せ、観光面も含め、多くの恵みを、我々に与えてくれています。

一方、歴史に目を転じると、吉野川には先人の絶え間ない、洪水との戦いの積み重ねがあり、「吉野川の流れ」は、その歴史のもと受け継がれている、ということをお忘れではありません。

本県は、昭和41年、四国発展のため他県への分水を決意しましたが、分水先で水を利用する他の四国3県は、洪水の痛みを感じず、洪水は、全て徳島県に流れてきております。

この洪水との戦いの歴史は、まさに吉野川の歴史として次世代に継承していくとともに、平時には多くの「恵み」をもたらす「吉野川の流れ」は、将来にわたり守っていく必要があると強く感じております。

こうした考えのもと、私自身、発起人として「徳島県議会

治水・利水を考える議員連盟」の設立に携わり、県の水への思いを取りまとめ、「条例」の制定をはじめ、治水対策の推進、水資源の最大活用など、本県の発展に向けた水の管理に取り組んで参りました。

この「条例」では、水管理を総合的かつ計画的に推進するため、「流域水管理計画」を策定することとしており、全国の水管理をリードする計画として策定されることに、大きな期待を寄せているところであります。

私は、先人の思いを胸に刻み、子供たちの将来に思いをはせ、本来豊かな「吉野川の流れ」を絶対に守り抜いていくとの信念のもと、その実現のためにも、この計画には具体的な施策を盛り込み、確実に実行されるものとするべきであると考えております。

そこでお伺いします。

「流域水管理計画」策定を契機に、流域住民が安全に暮らし、豊かな流れを未来へ引き継いでいくため、吉野川の川づくりについてどのように取り組むのか、知事の御所見のほどをお聞かせください。

それぞれご答弁をいただき、まとめに入りたいと思います。

◎答弁 飯泉嘉門知事 「流域水管理計画」策定を契機に、吉野川の川づくりについてどのように取り組むのか」とのご質問でございますが、勇壮な「吉野川の流れ」は、洪水と対峙してきた治水の「労苦の歴史」を経て、引き継がれており、県民の「かけがえのない財産」であると認識しております。

こうした歴史を踏まえ、昨年4月、「徳島県・治水及び利水等・流域における水管理条例」を全国に先駆け施行し、「治水の上に利水が成り立つ」との考えの下、県議会の皆様方と

ともに、国を動かし、長年の悲願である「全ての無堤地区の早期解消」に向けた「今後10年間の事業着手」をはじめあまねく「水問題の解決」への約束がなされ、「吉野川の新未来」を切り拓いてきたところであります。

さらに、条例に基づく「総合的な水管理」の具現化を図るため、条例で告示した施策を盛り込み、30年先の将来像を描く、「とくしま・流域水管理計画」を「年内にも策定」して参ります。

この計画においては、住民、学識経験者、全市町村のあらゆる関係部署「総勢270名」からなる「未来へ紡ぐOUR(あわ)の水会議」を中心に練り上げ、これまでの県議会での御論議や、県民の皆様からの御意見も反映し、県民総意のもとで取り組む「水管理の方向性」をしっかりと示して参ります。議員お話の「計画を確実に実行する具体的な施策」は、非常に重要であると認識しており、今後、流域単位で、住民の皆様とともに、幅広く「課題」を拾い出し、10年間で実施すべき「堤防整備」、「警戒避難体制の構築」などの「具体的な取り組み」や各々の「役割分担」を明確にする「流域・水管理・行動計画」を、まずは、本県を代表する大河「吉野川」から策定して参ります。

さらに、施策の実行にあたっては、住民の皆様や行政など様々な主体が連携・協働のもと、持ちうる力を結集したまさに「県民総ぐるみ」での水管理を展開し、常に、計画を見直し、進化させて参ります。

今後とも、吉野川の「歴史」や「水の恵み」が、将来にわたり受け継がれ、県民の皆様が「安全で豊かな暮らし」を実感できるように、全力で取り組んで参りますので、県議会の皆

様方の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【総括まとめ】

消費者庁移転関係

これまで、消費者庁等とともに本県において推進してきた、消費者行政や消費者教育の取り組みは、県民からも評価を受け、本県の消費者の利益に資することはもちろんのこと、全国にとっても大きな意義があります。

国の構造改革の切り札となる「消費者庁等の徳島移転の実現」は、東京一極集中に歯止めをかけるだけでなく、地方への新たな人の流れをつくる突破口であり、徳島県民の願いがあります。

県議会としては、これまで何度も国に申し入れを行ってきたところであるが、移転の判断が迫る今、今回が最後の機会と捉え、「意見書」を提出するなど、県とともに両輪の輪となり、国の双眼構造を実現するための後押しをしていく必要があると思います。

① 来年度予算編成について

骨格予算であっても、景気対策に充分配慮したものとすとの答弁であり、県土強靱化、地方創生にも創意工夫を重ね成果を出していくとの事であり、期待をいたしております。

② 消費者行政について

来年度開催の「G20」関連イベントである消費者サミットにおいて、徳島商業高校の取り組みを政府の要請を受

け、発表する事となっており、更に2020東京オリパラ、2025大阪関西万博においても、本県のエシカル消費の取り組みを発信するとの答えを表明されました。この様な本県の姿勢は必ず「消費者庁の全面移転」に繋がるものと考えます。

市町村別エシカル消費ランキングの発表等も取り組んではどうかと考えます。

③ 地域包括ケアシステムの構築について

後藤田副知事から「診療所」の「在宅医療機能」の推進について数多くの支援策を提示いただきましたが、成果が実感できません。早急に地域で安心して生活出来る様、実効ある地域包括ケアシステムの構築に努めて頂きたい。

④ 外国人にやさしい県づくりについて

外国人への就労支援として免許取得への支援は不足・深刻であり、教習所の支援が必要であると思えます。

- ・18才人口減対策にも効果

- ・外国人の指導員の確保

- ・雇用推進にリンク

⑤ 地方大学・地域産業創生事業について

LEDに続く、新しい光源開発が本県の基幹産業として誕生し、成長し、本県の地方創生が実現出来る様期待いたしております。

⑥ 2030年50%を目指す自然エネルギー導入の取り組み加速について

未利用エネルギーの活用として、水や既存インフラの活用+水源開発によって水力発電の推進を行い、持続可能で安価な電力の確保が必要であると思えます。

化石燃料や過度に原子力に依存しないベストミックスの電源開発を目指す様努力して頂きたい。

⑦ 文化財行政の知事部局への所管替えについて

文化財活用による観光振興への効果

- ・事例 観光政策課へ

⑧ 矢掛町や小布施町の取り組みを参考にして頂きたい。

吉野川の流域水管理計画について
観光につながる視点から、河川としての景観をも重視した形となる様お願いしたい。

以上で私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。



平成30年11月 公共交通勉強会
徳島経済研究所による講演「新幹線で四国を変えよう!」

連絡先

〒776-0010

吉野川市鴨島町鴨島151-1

TEL:0883-22-0011 FAX:0883-24-1158

E-mail:taka4_k_2006@mail.goo.ne.jp

2019年(平成31年)3月 発行



この冊子は、再生紙と植物油インキを使用した、環境にやさしい印刷をしています。